

平成31年3月15日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
		企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長兼住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 尾崎智彩

平成31年3月第29回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

平成31年3月15日 9時00分 開議

日程第1 陳情第45号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議 事 の 経 過

平成30年3月15日
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひします。

日程第1、陳情第45号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるについてを議題とします。

なお、陳情第46号は継続審査となりましたので、議題としないことを報告します。

これから、委員長報告を行います。

陳情第45号について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長、坂本あや君。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

おはようございます。

陳情45号についての委員会のご報告をさせていただきます。

陳情45号は、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるということでございました。

この審査結果については、不採択でございます。

その理由は、資料として添付されている全国知事会の資料にも目を通し、高知県における現状についても委員から意見が出され、その提言については異議はないものとの意見でございました。

ただ、趣旨の要旨の内容に、辺野古における基地建設について、国は民意を無視し工事を強行に進めていることとあることから、この事柄についての反対を求めるものと読み取ることができるので、この件については委員の中でも意見が分かれ、国民にも多角的な見方があることから、本委員会としてはこの要旨を全面的に支持できないとの意見があり、不採択と致しました。

以上、ご報告致します。

議長（山崎正男君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私はこの陳情に賛成致します。

全国知事会が日米地位協定の考え方を見直すということは、ほんとに画期的なことだと私は思っています。

日米地位協定っていうのは、皆さんもご存じのように、これは不平等条約ですよ。日本の憲法があるにもかかわらず、日米地位協定が先行する。憲法もないがしろにするようなことがたくさん出ています。

そういうことを考えたときに、全国知事会がこれじゃいかんと。日本の自治を、主権を取り戻さなきゃいけないというのが根本にあって、今回の出されています。その大きな問題が、普天間返還をして辺野古に基地を造るということが大きな問題です。

辺野古に基地を造る。その前に、普天間と言うのは、銃剣とブルドーザーで住民が持っているものを、何の合意ももちろんないですよ。銃剣とブルドーザーで取り上げられた基地なんです。そういう基地は無条件で県民に返す、所有者に返すのが、当たり前のことです。これは日本国憲法で認められてることでありますが、地位協定がある以上、なかなかそれが実現しません。

無条件に返さないで、辺野古に基地を造らない限り普天間の返還がないというのは、理不尽な話だと思います。というのは、辺野古に基地を造るということは、もう民意が示されております。まず、知事選挙でも翁長知事、それから翁長知事が亡くなった後の、今、デニー知事。圧倒的な多数で、県民は辺野古の基地反対についての投票をしました。

それでも安倍首相は、知事選挙というのはいろんな項目があるから、選択肢はいろいろあったけんだから。辺野古に反対だけじゃないという言い訳がありましたけども、私は言い訳だと思うんですけど。そういう言い分がありましたけども、実際、この間県民投票が、2月の24日でしたかありました。そのときには、その知事投票のデニー玉城さんの票よりももっと多く、辺野古の基地反対という反対の投票が多かったわけです。それだけ県民の声は、辺野古に基地を造らないでほしい。自分たちにそういう基地を造らないでほしい。平和な沖縄、平和な日本が欲しいということで、反対をしました。

辺野古に基地を造ると、もう美しい辺野古の海、ジュゴンがいる海が今埋め立てられておりますけども、どんどん自然はなくなってももちろんいきますし。また、あの基地は200年間続くといわれた、それぐらいの装備を持っているんですけども。そういうものができれば、今、普天間で苦しんでる人、危険な普天間で苦しんでる人とおなじように辺野古の人が苦しむ。そういうことが許されちゃいけないというのが、県民の意思だったんです。

それならば、総理大臣というのは国民の声、県民の声を代表するのが国の大臣なんですけども、県民、国民の方に顔を向けなくて、アメリカの方にばかり顔を向けるというのは、ほんとに日本の総理なんだろうかというのが、沖縄県民、また私もそういうふうに思っております。

その根本にあるのが、不平等条約の日米地位協定です。そういうことで、全国の知事会が、これではいけない。日本の主権を取り戻して、国民、県民の主権を取り戻していかなくちゃいけない。それは大きな問題だと思います。

(議長から「宮地くん、簡潔にお願いします」との声あり)

反対討論ですからこれは。質疑じゃありませんので。

(議長から「賛成討論」との声あり)

賛成討論ですから、討論は時間制限はないです。

それで、高知県でもオレンジルートというのがあって、米軍の飛行機が抵抗飛行をします。大変住民が、小さな子どもが眠りを妨げられたりおびえたりですね、いろんな問題が起きてるんですけど。実際にあそこに墜落しましたがけどもね、前に早明浦ダムでしたかね。そういうこともありましたけども。

これ、地位協定がある以上ですね、日本の国内法も無視できるんですよ。そういう日本の主権を脅かして

いく、そういうのが許されないというのが全国知事会の要望書なんですよね。国に対して。それは、私たち国民がほんとに真剣に考えて、私たちはもう独立国ですから、アメリカのもう占領下ではありませんのでね、そういう不平等条約はなくしてほしいというのが全国知事会の要望だと思います。

だから、私はこの協定に賛成します。

議長（山崎正男君）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

陳情第45号、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求めるについてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告のとおり、委員長の不採択に賛成を求めるものではありません。

本件は、原案についての採択することに賛成の方の挙手を求めるものです。

よろしいでしょうか。

それでは、陳情第45号を採択することについての賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、陳情第45号は、採択しないことに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

おはようございます。

それでは議長を許しを得ましたので、質問を致します。

まず、第1点目です。消火栓の実態調査をするということでしたが、調査はもう終わりましたでしょうか。成果および分析はできましたでしょうか。

消火栓は、初期消火に一番有効と思います。住民誰もが、近くに消火栓ができますと一安心ということになります。しかし実際には、近くに消火栓があっても、ホースが短かったり、水が届かない住居があると思いますが、何世帯ありましたでしょうか。あるとすれば、その対策と、今後の何年計画とかいう計画を伺います。

また、現在調査をされた消火器は、どれぐらいありますでしょうか。

まずお伺いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

藤本議員の一般質問、1、防災対策について、カッコ1の、先の質問で消火栓の実態調査を行うとのことだったが、調査は済んだか。消火栓はあるが、実際は水が届かない住居はどのぐらいあるか。あるとすれば、今後の対応を聞く、のご質問にお答えしたいと思います。

消火栓の設置状況については調査を行ったところでございます。

調査をしました結果、現在、黒潮町内に445基、佐賀地域162、大方地区283の消火栓が設置をされております。

その中で、水が届かない住居につきましては、設置されている消火栓を中心と致しまして、ホース延長で、消火可能範囲を円として設定し、その円のどこにも当てはまらない消火活動が困難な建物を抽出しました。

その結果、現時点で1,079件ございます。

町ではこうした住居に対しまして、火災時に対応できるよう、年間5基の消火器を設置いく計画を立てることと致しました。

設置個所につきましては、消火栓が新たに設置されることで消火活動が可能になる建物の数が多い個所を優先し、選考していきたいと考えております。

そうした個所と、地区要望と照らし合わせながら、設置個所の選定作業を行い、黒潮消防署と協議の上、今後、工事を施工していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

町内に445基ですかね。これ、最初に私が前回質問したときには、まだ、消火栓台帳いうのもなかったようですが、今回これを基にですね、消火栓台帳が整備され、どれぐらいの所に届かないかということがある程度把握されたと思いますが。

実際には1,079件ということですが、これは卓上で、多分コンパスか何かで円を描いて、ホースが100メートルであれば100メートルの円を描いて、いうことであろうかと思いますが。実際には、これの7割8割、100メートルだったら70メートルぐらいに、真っすぐいくわけではありませんので、道路とかそんなもんありますので、落ちると思うんですよ。これでいきますと、まず2,000世帯ぐらいになるがやないかなと推測はしておりますが。そうした場合ですね、取りあえず消火栓を年に5基ぐらいではですね、なかなか心配なところが解決できないということになります。

それで、取りあえずですね、私前から言っておるように、消火栓の能力としては落ちるかも分かりませんが、やはりホースを2ボックスぐらい、ボックスの方は構えていただいて、ホースだけは何とか届くと。バケツリレーで火を消すよりも、やはり水が全然違うと思います。圧力がなくてもですね。そうやってでも取りあえず届く、ということを目いっぱいやっていただくと、この1,700の分もですね、だいぶ少なくなるんじゃないかなと思います。それから、圧力が低ければですね、年10基なり20基なりをですね、何とか補助事業等を捜してですね、早期にやっていただかないと。

黒潮町は防災の町づくりをやっておるにもかかわらず、これぐらいあるというのは、非常に残念に思います。

ちらっと図面の方を、正規じゃないですけど、やりようときに見せていただきましたら、佐賀の場合はですね、佐賀の町の中は比較的消火栓が設置されておりました。

けど、大方の入野付近はですね、何でか円を描いてでもですね、届かない所がまだ町の中にも結構あるがです。これは多分、あってはならないですけど、佐賀の場合は、町の中が全部焼けるという大火がありましたの

で、そんな関係もあって、その消火栓に対しての意識の違いもあるかも知れません。あるかも知れませんが、若干その付近があります。

ぜひですね、その付近をホースで補えることができればですね、少しでも安心するのではないかなと思います。

それからもう1点はですね、消火栓、どうしても運用するとなりますと、最低2人は要りますよね。元で上げる方と、ホースを筒持ち、一番先のホースを持つ方というのが要ると思うんですが。これも今、ご承知のとおり過疎高齢化になってますので、なかなか、そういう場合ができない場合も生じてくると思います、今後。そのときですね、可変ノズルというのがあると思うんですが、筒だけ絞っておくっていう。それで絞ってですね、自分一人で上げて、一人でも対応できるためには、その可変ノズルを構えればですね、応急処置ができると思う。そうしゅううちに人も出てくるとは思いますけども。そういうようなことを考えながら、今後、防火対策といいますか、そういうのをやっていただくと、非常に住民の方も安心するかなと思います。

それとですね、もう一つお伺いしたいのは、この実態をですね、調査した実態、やはり住民にね、知らずべきだと思うんですよ。どういう形で知らせていくのかなと。例えば、消火栓が近くにあるので、届くと思うしゅうがですね。消火栓ができたということで安心する。この付近はですね、自分の所には届かない。そしてらどういうことでやっていくかということも、住民の方は知っちゃかんとですね、消火栓があるから消火栓で初期消火ができると思うたら、どうも違う。別のとこの消火栓に走って行って、ホースを持ってくるしかないとかいうことになってこようと思うんですが。

この付近は考えていただいたらどうかなと思うんですが、検討する余地はないですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずホースなんですけども、先ほど言いました、消火栓はあるけども届かない住家の中には、ホース延長により、カバーできるといった所もございます。そうした所に関しましては、ホースを追加して、ホース延長の範囲を延ばすといったことも考えていきたいというふうに思っています。ただ、どうしてもホース延長を延ばすと、先ほど言われましたように、水圧が変わってくる。水圧によってなかなか水が飛びにくいといった状況も出てくる可能性がありますので、そこはホースを追加する所の場所とか、そういった地区の住民の方とも話をしながら、どういった方法がいいのかといったところは検討してまいりたいというふうに思います。

それから、可変ノズルのことでございますけども、現状でいくと、今おっしゃられたように2人体制でということになっております。現状の中で、地区の中で、どういった形でその消火栓を使うかといったところはまだなかなか分かれてないということもあると思いますので、その次の住民の方に知らせるといったところにもつながってくるかと思っておりますけども、そこは今後、消防団とも協議をしながら、消火栓の設置をしている個所、またその取り扱いについて、何らかの形で取り組みができればと思っています。

また、地区からですね、消火栓の取り扱いについて教えてもらいたいという要望もございまして、そうした地区に関しましては、消防団がそちらに行って、どのような形でやっていくかといったことも、住民の方と一緒にになりながら取り組んでいる状況もありますので、そうしたことが広げていければいいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

積極的に進めて、そういうことをやっていただかないとですね、なかなか年に5基程度の設置ではですね。設置でやってくと、経費も高いですし、間に合いません。やはり、現実これぐらい少ないとなりますと、何言うかな、対象世帯があるというですね、非常に、いざ火事が起きたときに間に合わないという所が結構出てくるんじゃないかなと思いますし、特に、入野周辺の密集地域等において足りない、ホースが届かない。けど、届くと思うちゅう。住民は知っちゅうけど、実はそこんこは落とし穴があって届いてきてませんよ。町はやっちゅうにかわらん、消火栓をつけちゅう、安心した思っちゃったら大間違い、という所が出てくると思います。

だから、ここは、届かない、僕が言いたいのは全体的にも大事ですけども、早くですね、その住家にはお知らせをしておく。それで、地区防災なり、あるいはそういう所にですね、この付近は届かないので、もし火災がそこで発生した場合には、近くの消火栓あたりからですね、ホースを持って走っていかないと、届かないということが想定されますので、そういう計画も今後していかななくてはならないかなとは思いますが。まず、その実態をですね、やっぱりきちっと、早く、住民と、調査が出た結果を踏まえてですね、早くしていくというのが必要だと思うんですが。いつごろまでにですね、地域に入りながら、特にその不足する所、世帯が多い所などにはですね、やっていくべきではないかなと思うんですが。

今後どういう計画で、地域に入っていき、話していくということですけども、どういう計画で、この解決をしていくのかという明確な計画はできるんですかね。計画は。

議長 (山崎正男君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

藤本議員の再質問にお答え致します。

現在、先ほど言われましたように、机上の中でホース延長によって範囲を特定している状況ですので、まだその調査が、やっとならぬものがあるかといったところが、自分たちがある程度図上でつかんだということになっています。

ですので、その実態に関しましてはまだ、もう少し調査をする必要があると思いますので、まだ現在の中で、計画的にそこについて周知していくという段階にはないと思っております。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

図上であってもですね、先ほども言いましたように、100メートルのホースがあって、100メートルの円を描いて届かない所に、実際にホースを引っ張ってもまず届かないと思いますよ。先ほども言いましたように、2割3割は、その距離も短くなります。それをまずは1点。

そしたら、もっと届かない所が出てきます。けど、そんなこと言ったちいから、もう早いうちにその円描いたがでもですね、やっば地域にその図面も見せながらお知らせしておくということが大事やと思いますし。先ほど言ったように、できるだけ早くホース購入で、水の水圧の問題は、そりゃ消防の規格とかそういうのがあるかも分かりません。しかし、消火栓として扱えなくなってもですね、水が届かんと届くとでは全然違うがですよ。バケツリレーの練習したちですね、バケツでよう運べません。そこに水が届くというのは、ちよろち

よろであったとしても水が来るというのは非常に大事なことがです。

その付近は、たとえコンパスでやった図上のあれでもですね、台帳もそれできちっとできたということであれば、早くですね、お知らせをしていく。特に異常気象等で乾燥も多くなったりするときも多いですので、その付近は早くそれをするという考え方はございませんか。できるだけ早く。できればですね、去年のこういう実態調査で分かったのであれば、今年中にはですね、やっぱり取りあえずお知らせをする。住民の方に認知をしていただく。そういう状況であるというのを。

確かにそれをすれば、要望等もたくさん挙がってくるかとなるかも分かりませんが、実態として知っていただくというのは、やはり防災として一番大事なことだと思います。一番先に実態を知ってもらおうというのが大事だと思いますが、それはできますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員のご質問にお答え致します。

確かにおっしゃられるように、実態に対してお知らせするといったことは必要かと思っておりますので、これからその方法に関しましてはどういう形ということは現状で明言できませんけども、何らかの形でお知らせするといったことを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

町長にお伺いしますが、この実態、町長も報告を受けておると思うんですよ。で、やはり防災というのは、先ほども言いましたように、それを知るというのが大事で、一番最初です。で、やっぱり、その実態を知っていただいた上で、ほしたら地域で何ができるか。先ほど言ったように、ホースを持って走っていかうようなことも踏まえてですね、やっぱりその中に、知ってもろっちゃった方が、やはり、火災が起きたときも対応がスムーズにいくと思えますし。

それから、年に5基ぐらいでは、どうも解決できないような状況だと思うんですよ。何年もかかるっていうことになってきますんで。早期に解決するためにはですね、何らかの補助とか、あるいは仮想でやるとか、そういうものである一定しないとですね、これ解決できないと思えますし。特に入野の地域等については、図面見たところだいぶ空白の所があったみたいで、そこに家があるかどうかまで私分かりませんが、その付近を対応をどうしていくのか。

ほんで、取りあえずホースを増やすというような方向性とかいうのはできませんでしょうかね。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、藤本君の再質問に答弁させていただきます。

防災課長が言いましたように、カバーできていない世帯数っていうのが1,700ではなく1,070程度ございます。ただ、属性分析をですね、もう少ししなければならぬと思っております。

ご提案いただきましたように、ホース延長で対応可能となると思われる所とか、あるいは、どうしても消火栓対応ができなくて、消防団到着を待って、で、一般水備からの消火活動に頼らざるを得ない所とか、いろいろ

ろな属性があろうかと思えます。

一番現状を知っているのは、マップで視覚的に認識をしているかどうかは別にして、地域の水利に詳しいのはやっぱり消防団でして、この消防団とのコミュニケーションがまず一番必要なかなと思っています。

従って、今回の実態を、まず地域にダイレクトに下ろすのではなくて、いったん幹部会の方で情報共有させていただいて、今後の方向性を確定し、できれば消防団の方に地域へ下ろしていただきたいと思えます。

現在、黒潮町の消防団の強化プログラムを組んでいて、3カ年でやっていくということにしてるんですけども。消防団の強化というのは、テクニカルな技術面だけではなくて、こういった活動の質をどう高めていくのかというのも一つの大きなテーマでして、ひとつ協働してできる、いいテーマじゃないかなと思っています。

従って、一度ですね、幹部会の方でこの実態調査の結果を共有させていただいて、今後の方向性について検討させていただきたいと思えます。

あと、その中で、やはり消火栓の設置が望ましい、あるいは必要であるとされる個所が多数出てこようかと思えます。心配されております年間5基程度でどのぐらいの期間がかかるのかということですけども、そちらの方も、一回幹部会の方に下ろさせていただいて、共有をした上で、今後の方向性を全て組み上げていきたいと思えます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

その幹部会との協議してそういうことを進めていくのに、どれぐらい期間がかかります。今年1年ぐらいをめぐりでですね、31年度中に大体方向性は出せるようになりますか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

幹部会に情報共有する、そのキックオフ自体は、次の幹部会ですぐできることです。

ただ、その議論の方向性がですね、どのように収束していくのかというのは、一度下ろさせていただいてということになりますが、方向性の決定に2年も3年もかかりますということには、これまでの経緯を考えてもですね、そういうことにはならないと思えます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

住民の方はですね、一番最初に言いましたように、消火栓があったらまず初期消火が可能になるということで安心しておる部分がありますが、それ知ったらショックなところもあると思えます。だから、今言いよったように消防団との連携の中で、早く対応をしていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

この件については終わります。

次に、中山間の対策のことです。

ご承知だとは思いますが、2月1日現在の黒潮町の資料によりますと、5,506世帯、1万1,247人、高齢化率43.3パーセント、集落の維持が著しく困難になるといわれる限界集落も19集落に、もう既になっています。合併時には確か1、2だったと思うんですが、それが19集落になっておるという現状です。

また、2017年の調査資料では、独居老人の世帯は240世帯、老人夫婦世帯は189世帯、合計で429世帯、全

体の7.8パーセントぐらいが、独居、あるいは高齢者の夫婦の世帯ということになっておるようです。

合併後もですね、特に中山間は、寂れる一方と思っております。

集落を維持していくために、合併時の協定の中で、大方地域にはなかったですけども、佐賀地域には、納税の奨励も含めてですね、各地域に維持活性化に近いような形の制度がありまして、合併協定の中でどうするかということで、納税組合的なものはやめると。その代わりに、地域を今後維持していくためにですね、集落維持活性化交付金制度を導入すると。で、大方地域はちょっと期間が必要、制度の調整が必要ですので若干遅れるということはありませんでしたですけども、合併協の中でですね、相当このことについては、当時の幹事会の中でもですね、論議を致しました。

やはり今後、どうしてもそういう形で、集落の維持が大変になってくるということは想定できましたので、協定の項目では、納税貯蓄組合法に基づく補助金制度は廃止する。2番として、地域活力の向上と、徴収率向上のための政策として新たな交付金制度をやって、4年後には見直しをするというような協定だったと思います。その中で、今言った集落維持活性化交付金制度ができたがです。

しかし、佐賀地域で一番ずっと数字的にきてますが、佐賀地域で合併時にですね、合併時の18年度には672万4,860円佐賀地域であったものがですね、29年度の決算を見てもみますと333万6,375円と、合併時の半額にもなってるんですよ。逆に言えば、人数とかそういうものが少なくなってきたり高齢化になってきますと、維持が難しくなってくるにもかかわらずですね、これぐらい減ってるんですね。

今、大きな事業がいろいろと何億単位の事業もやってるところの部分で、こう隠れた所ですね、こういう部分が、ある部分疎かになってるんじゃないかなと思ってます。

寂れ度合のやっぱり大きい山間部にですね、光を当てるように、人口減や高齢化で地域の維持そのものが難しくなりつつある集落を維持するため、やはりこの黒潮町地域活性化交付金の交付要綱をですね、きちっと見直していただいて、過疎債とかの制度にあるようにですね、こういう変化に対応して、変更してですね、その制度を行ってもらえないかなと思います。

やはり、各集落では、年金暮らしの高齢者、結構多くなってきてまして、それだけで生活されています。だから部落を維持していくために、ショキュウていう、ま、いろんな呼び方があるようですけども、負担金を払わないかんところもですね、免除するにもなかなか全体の金額が少ないということで、なかなかその負担金も難しい所もあるようです。ですからそういう部分で対応していかないとですね、華やかに見えて、いろんな事業やっておってもですね、そういう中山間の所はいつの間にかですね、限界集落になり、寂れていきゆう所があるがですよ。

せめてそこに、それを完全に止めるということは今の時難しいかも分かりますけども、ブレーキを踏んでいただく。そのためにこれを少し、制度を見てですね、そういうところに対応できるようなことができないか、お伺い致します。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは、藤本議員ご質問の中山間対策について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、旧佐賀町の町税の納付方法は、個人納付や口座振替の方を除き、ほとんどの方が、各地区の区長を代表とする、納税貯蓄組合を通じて納付しておりまして、納付する税額に応じ、町から納税貯蓄

組合に助成金を交付しておりました。

旧大方町と旧佐賀町の合併協議を進める過程において、この納税貯蓄組合への助成金に代わるものとして、地域維持活性化特別交付金が創設され、基礎額、人口割額、僻地割額に加え、町税の収納率に応じて、算定された交付額を加えた交付金が平成18年度から交付されるようになりました。

そして、平成21年度からは基礎額、人口割額、僻地割額に、面積割額、防犯灯の維持費、高齢化率、健康診断受診率、町税の口座引き落とし件数による交付額を加えまして、名称も、地域維持活性化交付金という名前に変更致しまして、現在に至っております。

決算書によりますと、平成17年度に、旧佐賀町が納税貯蓄組合に支出した助成金は、815万4,840円となっております。そして、合併初年度である平成18年度の地域維持活性化特別交付金の佐賀地域の額は672万4,860円でありまして、平成29年度の地域維持活性化交付金の佐賀地域の額は336万375円となっております。平成29年度の地域維持活性化交付金の佐賀地域の額は、合併前の平成17年度の助成金に比べ60パーセント近い減額となっておりますし、平成18年度の合併時の比較では、議員ご指摘のとおり半額となっているところでございます。

一方、旧佐賀町では、区長手当は交付されておりましたが、旧大方町では、合併前から区長手当の交付を行っておりまして、合併後に旧佐賀町にも導入され、今日に至っております。

この区長手当の平成29年度の佐賀地域の額は697万80円であり、地域維持活性化交付金と区長手当を合算した平成29年度の佐賀地域の額は1,033万9,455円となり、合併前の平成17年度に旧佐賀町が納税貯蓄組合に支出した助成金815万4,840円よりも、200万円余りの増額となっているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のように高齢化率も年々上がり、限界集落も増えている状況については、十分に認識をしております。

平成28年度には、地域維持活性化交付金交付要綱の改正に向けての検討を行った経緯もございますが、結果として、改正までには至らなかったというところでございます。

今後は平成32年度に向けて、制度改正を関係課で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今、支所長が言うたことは、十分承知しています。

区長手当はあくまでも区長手当です。基本的に。区長さんにどれぐらいの業務を町村がお願いするかによって、決まってきます。

地域活性化交付金の部分はですね、やはり地域に入ってくるお金でして、そこは違うと思います。集落へ入ってくる総額ではそういうことでしょう。けど、地域活性化交付金の中はですね、やっぱり全然違うと思います。

そうであれば、町は集落を行政上どういうふう位置付けておられるんですかね。

それからですよ、地域でこの集落活性化交付金が増える方法というのは、集落だけの努力ではなくてですね、町もやっぱ努力すれば、逆に、この交付金の増える制度になっておるんですよね。

例えば、先ほど支所長が言われたように、何言いますかね、健診とか、中で言われたかどうか忘れまして。健診とかですね、そういうのが健診率、受診率が高くなればですね、わずかですけども上がる制度になっているんですね。それから、税の方もですね、口座振替がきちっとできればですね、口座振替率が上がってくればで

すね、なおかつそれで滞納しなければ、地域の方も良くなる。町も良くなるわけですし、一石二鳥になっておる制度で非常に素晴らしい制度だと思うんですけども。この付近のことを、町は住民の方に最近どうもお知らせをしてないがじゃないかなと。

大方のある地区の区長さんがこの前ちらりと国保のときに話しておりましたが、部落の会で、できるだけ健診を受けてください。受けてもらえれば少しでも集落のですね、資金が増えてきますという話もしたようですけども、この付近も町の方は、集落だけに任すじゃなくてですね、やはりレイショを送ったりするときにですね、こうこうこういう理由で増えますので、ぜひ自分だけのことじゃなくて、町だけのことじゃなくて、地域のためにもなりますよ。この付近の啓発活動は、税務課も健康福祉課もですね、すべきじゃないかと思うんですけども、最近その動きがちょっとおろそかになっておるんじゃないかな。最近のそういう通知文とかの中に書かれちゅうがを見たことないがですが、その付近は今後どうされるつもりですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

地域維持活性化交付金のですね、いろいろな内容についてのお知らせが十分でないかというご質問をいただいたところでございます。

健診についてとかですね、については、例えば健康づくり推進員の会とかいろんな会で、一定説明もしているというように理解をしておりますが、十分でないというご指摘もいただきましたので、今後検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

双方がですね、努力すればある程度上がりますけども、それだけではちょっと桁が違ってきてますので難しいんですが、町長、その付近はどんなに考えてますか。

やはり地域を維持していくためにはですね、ある程度必要なものではないかと私は考えますが。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは藤本議員の再質問に答弁させていただきます。

中山間の集落維持については、いろいろな方向から考えないかんと思ってます。

それぞれ所管課がありまして、それぞれの議論は進めているところですけども、まず第一にはですね、その集落維持、いわゆる集落が公的に使用できるお金がどのぐらいあるかで、集落活動がどのぐらいできるのかと、これも完全に比例しているところですし。その原資を担保しなさいというのが、このご質問の趣旨じゃないかなと思います。

実際のところ、やっぱりそこに原資を増やすことでの活動量の増というのはもう見込まれるところであって、集落としての姿としてはあるべき姿だと思ってます。ただ、現行でまだ改正に至ってないというところで、もう少し議論をさせていただければと思います。

それからもう一つはですね、中山間のお住まいであるがゆえに、例えば、市街地にお住まいの方と比して支出がかさむというようなことがあるとしたときに、そこはある一定、公的なサービスの充実でカバーしてい

なければならぬところだと思っております。

例えば、これまでそういう視点から取り組んできたのは、中山間に主に入れておりますフィーダー路線、この運賃の定例化とかですね。例えば市街地ですと、一区間でバスの移動ができて、その分の利用料だけでお支払が済むところが、例えば佐賀地区ですと、一番遠方から来られますと、運賃の低廉化を導入するまでは、佐賀の例えば領地からお乗りになっていただいて、佐賀の市街地へ来ていただいて、それからまたお帰りいただく。これにやっぱり1,000円以上かかっていました。こういったことは、お買い物等々の日常生活の活動については、もしかすると一定、ご供用しなければならぬ所もあるかも知れませんが、例えば住民票一つを取りに来るときにですね、町内に、どの地区にお住まいになっておられるかで、圧倒的にその取得費用が変わるというようなことは、是正してくことは公的サービスの一つの大きな目的だと思います。そういった観点から、例えば公共交通をやったり、こういったことを進めてまいりました。これは個人のお財布の資質の問題です。

それからもう一つはですね、現在、あったかふれあいセンターとか集落活動センターをやらせていただいておりますけれども、優先的に中山間から整備をしてきたという経緯がございます。ほんとに、残念ながら人口減少が進んでおりますし過疎化が進んでおります。そういった中で、今までは一つの集落でできていたことが、なかなかそれが難しくなってきた。となったときに、それを全て公的サービスで行うのではなくて、一つの集落で厳しくなったことを、できれば小学校区単位ぐらいで、集落間の連携で何とかやってくることができないか。そういった観点から、中山間を優先的に公共機能を設置してきたという経過がございます。

これら今、今申し上げました、集落としてのある意味公的な活動をどう担保していくのかということと、それから中山間にお住まいの方の生活支援、特に公共サービスを受けられるときの、そのお支払いする金額の是正ですね、市街地との。それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、集落単独で存続が難しくなったときにどう連携を図っていくのか。こういった観点から総合的に判断をして、中山間の振興を図っていかねなければならぬと考えています。それぞれ所管が違いまして、それぞれの協議が分割して行われておりますけれども、一度全部こうひっくるめてですね、総合的な、体系的な整理をさせていただきたいと思っております。

ただし、今回質問でご指摘いただきましたように、維持活性化交付金、インセンティブとして幾つか設けさせておりますが、やはり仮に100パーセント達成したとしてもですね、額的な影響は限定的であるというのは、自分たちも認識をしております。

従いまして、地域住民課長からの答弁にもありましたように、一度この活性化交付金の在り方と、それと中山間の全体的な、包括的な、体系的な整備をさせていただければと思います。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

この地域活性化交付金の制度は、町長が言われたようにですね、いろんな役所からの距離とか、いろんなものも含めてやっていますが、基になる数字がだんだん少なくなってきましたので、これを考慮しながらですね、やっぱり算定の方法も、それから基になる単価もですね、各集落3万円ってなってると思うんですが、その付近も考慮しながらですね、検討していただきたい。この制度そのものは非常にいい制度だろうとは思っておりますので、ぜひ検討をお願い致します。

続いて、職員についてお伺いします。

まず1点目はですね、ストレスチェックを行っておると思います。この2、3年前ですかね、から行ってると思うんですが、今年度はどのようになっているのでしょうか。全国での黒潮町の位置、全国集計もできると思

うんですが、どういう状況、全国と比べたときにどうなのか。

それから、毎月に行っておる労働安全委員会、これは毎月やる必要があると思うんですが、活動は定期的に行われ、成果は出ているのでしょうか。それによって、メンタルの対応はきちとされておりませうでしょうか。

それからもう1点は、現在の、正職、臨時職員は、どれくらいおられますか。採用もですね、早く退職されますと、いろんな都合で。されますと、町にとっては大きな損失となります。職員は黒潮町の大きな財産です。働きやすい職場をするためにどのような、そのことを受けてですね、対策がされておりますか。

お伺いします。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは藤本議員のご質問の、ストレスチェックと、労働安全衛生委員会の活動の成果につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

ストレスチェックにつきましては、平成26年6月に労働安全衛生法が一部改正されたことによりまして、平成27年12月から施行となりまして、職員自身のストレスへの気付き、対処の支援、ならびに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調になることを未然に防止する目的で、産業医、および保健師を実施者として、毎年8月に実施しているところでございます。

今年度につきましては、8月6日から8月24日までを実施期間として、受検率は95.3パーセントというふうになってございます。

全国的に見まして黒潮町はどのような位置にあるかといいますと、今年度、黒潮町は92という数字の結果となっております。全国平均100と比べて、8ポイント低い結果というふうになってございます。低ストレスということで、全国で比較すれば良い結果ということになってございます。

そして、労働安全衛生委員会につきましてでございます。毎月1回実施しておりまして、うち、年間2回は委員会を開催しまして、委員が現場巡視を実施しているところでございます。また、衛生管理者によりまして職場巡視につきましても毎週実施しておりまして、職場環境への意見集約やメンタルヘルス不調者への早期発見に努めているところでございます。

このことによりまして、職員からの意見集約が適宜行えるようになりまして、例を挙げますと、意見に対処しまして、温度湿度計の設置や、消毒ジェルを設置するなどのインフルエンザ対策を講じるなど、職場環境の改善につなげているところでございます。

また、メンタルヘルス不調など、気になる職員への目配りや声掛けも行っているところでございまして、職員への安心感も与えられているというふうに思われておりまして、結果も出ていると、成果も出ているというふうに考えております。

また臨時職員への対応でございますが、ちょっと数等は持ち合わせてございませませんが、今後、任用付臨時職員の雇用の制度改革が、再来年度から行われるようになります。そうすると、手当の部分等、また待遇の面も改善されるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

この制度が始まってからは有効活用させていただいて、前にやっていた職場の巡回とかいうのもされ

ているようで、一安心しました。

今のところ資格を持つのは保健師でして、保健師の場合も県に届けてれば、そのまま管理者の資格が取れる、国家資格が取れるということになってますので、ぜひ保健師等採用したときにはですね、そのことを県の方に申請していただくということを、ある意味条件にさせていただければ、保健師一人一人も、全部のところを一人で回るといのは大変だと思いますんで、そういう対応できる保健師を準備をしていただくといいですか、そういうことをしていただきたいと思いますし。保健師以外でも、医師とかね、そういう資格取れる方はたくさんいますので、そういうふうに対応していただきたいと思います。

職員数言いましたけど、私の方はちょっと前に聞いたんですが、正職が197、臨時職が125名と、全部で322名おってですね、臨時の方が38.5パーセントおるといことなんです。38.5パーセントといえば、六割の人が正職員と。その方が臨時職を、臨時職の方をお願いしてやりゆう、これもまた大変なことだと思います。できるだけその差はなくしてもらおうということが必要やと思うんですが。

3月の5日にですね、ある町の過労自殺和解というのが新聞に載っておりました。高知新聞に。サービス残業が文化だと、そこまでは思っていないと思うんですけど、そういう新聞記事が載ってました。ぜひですね、そういうことのないようにやってほしいと思っておるんですが。

黒潮町では、その後、タイムカード制度を取り入れて、時間外との、実際に来庁しておるときと、実際の時間外とのずれ。この付近はどれぐらいあるんでしょうか。

先ほどの町の場合はですね、タイムカードとか申告時間の差が分からなかったんで、今後は、タイムカードのカードと申告された時間外労働の差を上司が確認する体制を整えるというように新聞には載っておりましたけど、黒潮の場合は既にコンピューター化されてですね、そういう数的にはすぐに出せるようになってると思うんですが、それはされておるんですかね。

あったら教えてください。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

一応集約の方はしております。出退勤の方のシステムらは入ってはおりますけども、実際のところはですね、退勤と時間外との差は、実際にデータを落とし込みまして、それをまた再入力をするような、エクセルで計算をし直すというふうな作業はございます。

そういうふうな作業をしてみますと、1カ月の平均、10時間の時間外勤務を昨年度やっておるといふうなことが出てます。そして、退勤の時間を出しますと、実際月に35時間というふうになっておまして、その差が25時間という差が出てございます。

土日も入っておる計算になってまして、月30日とすればですね、この差の25時間ですので、約1時間弱、50分弱がですね、時間外と差があるというような結果になります。ちょっと分かりづらいとは思いますが、約50分くらいが時間外がなく、空白の、退勤まで、押すまでにですね、職員が、庁舎の中におるといふうなことになるかと思えます。

実際のところはですね、出張の帰りに遅くなるとか、会合に出ていたとか、サークルに出ていたとか、そういうことも含めると、若干、5時15分に終わって、いろんなことをして退勤をするまでには、そのくらいの時間がかかっているというふうなことでありますので、サービス残業とか、そういうふうなことの認識は持っていないというふうな結果が出ているというふうな認識であります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今回はきちっと整理されてですね、そのデータが出てきておるといふことで。

やはり、せっかく機械、コンピューターはめてタイムカードもやっていますんで、これを機に、きちっと今後管理をしていただいて、サービス残業が、この町の、先ほどの言った新聞の町のようにならんように、サービス残業は文化だというのはもう古い話ですから、そういうことのないようにして、職員の健康管理をしてほしいと思います。

それとですね、もう一つは、その職場に適應しない場合もあると思うんですよ。そういう場合にですね、やはり、ある町では、ちょうどちも異動の月であるんです。今月はね、異動のときにですね、前もってその希望どおりいくとは思いませんけど、本人の希望を聞いて、それを参考にですね、適材適所に配置していく。町の答弁やったら必ず適材適所ですので、そういうふうに持っていくということが必要だろうと思うんですが。

そういう異動時の希望とか、そういうのは取る考えはございませんか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

全体の中での人事評価システムを取り入れまして、そのときに職員との面談というのが、管理職、課長の方が行っていただいております。そのときにですね、制度化はしてないがですけども、職員の方からそういうふうな異動なりで、次にはどこそこでこういうふうな仕事をしてみたいとかいうふうな希望があればですね、職員の方から、こう言っていただいて、それを課長の方が聞いて、それを全体的な異動につなげる場合もあるといふふうなことで、職員間、管理職の中で統一をしているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

いいやり方だと思いますし、ぜひ、その付近が、ただ、考え方が、管理職から副町長まで、町長まで上がってくるシステムのところで止まらないようにですね、各管理職も考えていただいて、そういう話があれば、ある程度上げて、それで、何とかなれば何とかなるようにといたしますか、やっていただくということで大事だと思うんです。

特に子育て支援とか、そんなのもたくさん国から含めてやっていますが、子育て中の方は早く保育所に迎えに行かないかとか、そういうこともあると思うんですが、その付近が配慮できるような課の業務運営であってほしいと思っています。ぜひその付近が働きやすい黒潮町になってほしいと思ひまして、今回の質問しました。ぜひ、今後も続けていただきたいと思っておりますので。

それでは、次の質問に移ります。

近年はですね、職員採用も数人、ちょうど合併時からほとんどなかったですけども、最近は数人ずつが採用されています。

以前にも提案しましたが、採用時にですね、初期研修といたしますか、初任者研修といたしますか、そういうこ

とをして町内の各集落を、現状を視察研修してどうかという提案で検討するという事だったと思うんですが、現在しておるんでしょうかね。

なぜかといいますと、役場に住民の方が相談や申請等にいられたときに、一度でも黒潮町内の視察研修しておれば、背景が見えるときがあると思うんです。このことがですね、住民に寄り添いやすくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

職員の調査をしてみれば簡単に把握もできると思いますし、今、メールでポンと職員に一斉にやって、町内の各集落行ったことあるとかないとかいうのが調査すればですね、即時に各解答が出て集計ができる。そのアンサー付きメールというがですかね、名前はちょっと忘れちゃったけど。そんなのが簡単に今、黒潮町ではできませんので、そういう職員の実態を調べてみるのも必要かと思いますが、どうでしょうか。

それと、行政の最先端にいる職員はですね、トヨタやホンダなど企業で取り入れられている、三現主義という考え方で、作業ではなく仕事をしていただくことが良いと思います。三現主義とは、現場、現物、現実の3つの現を重視し、卓上ではなく、実際に現場で現物を観察して、現実を認識した上で、問題の解決を図らなければならないという考え方のことのようにです。

私も詳しく分かりませんが、住民と最先端で接する町職員は、このことを考えて仕事をしていけば役場が住民と近くなる気がしますが、どのように考えておられますでしょうか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは藤本議員のご質問の、集落の現状の視察研修と三現主義の導入につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

新規採用職員の研修につきましてでございますが、新人の採用の初期の研修ということで、採用時には職員にとっていろいろな時期でもありますので、なかなか地域に入っても覚えづらいというようなことも考えまして、現在のところ、視察研修等は行っていないのが現状でございます。こうち人づくり連合等で実施しております、新規採用職員研修に必須研修としまして参加をしております。

この新規採用職員研修は、地方公務員制度や公務員倫理、地方自治、防災、地域との協働、人権、接遇などをカリキュラムとしまして、公務員としての心構えと役割を認識するとともに、職務上必要な基礎知識を学び、地域住民の立場に立って行動する職員を育成することを目的に実施をしております。

新任の研修としては行ってございませんが、地域担当制、また、職場によっては、各地域に入り見聞きすることで、その地域の現状をうかがい知ることにつなげていきたいというふうに考えてございます。

特に地域との協働につきましては、まちづくりの取り組みには不可欠なものでございまして、行政と住民が相互に課題解決に向けた取り組みを図るためには、現場に出向き、現物に触れ、現実を理解することは、大変重要なことだと考えております。

実際に、まち・ひと・しごとの総合戦略などの、農業振興または漁業振興などにつきましては、現場の農家の方、または漁師の方から聞き取りを行いまして、現状の分析から練り上げられた計画となっているように思っております。

今後もそのように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、執行機関会議などでも、周知、指導をしていくようにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

検討はしたけどやりよらんということですね。

私はね、やはり町の職員になった時点で一番大事なのは、黒潮町の全体像を概略でもあってもですね、やっぱり知るということが大事だと思うんですよ。そこが一番最初やと。その次にはですね、その今言いよった初任者研修においてですね、やはり自治法とか、あるいはいろんな人権問題とかいろんなことを知らないかんですけども、それをやってもですね、それをやりゆうことの裏側にある絵が映らないがですよ。やはり現地へ入って行って2日くらいはかかるかとは思いますが、各集落車で走らせればですね、その中で説明しながら通り過ぎるかも分からんんですけど、それでも一通りやったら、ここからここまでの範囲が、自分が勤める黒潮町の範囲であって、状況的には山ばかりいう所があるかも分からんんですけど、そういう所ではあってもですね、そんな所におるおじいちゃんおばあちゃんが、やはりここへ来て、年金の相談とか生活の相談とかしゅんだらうということが、ぱっと分かる。頭の裏に浮かぶんですよ。初任者研修に高知へ行ってですね、研修したちそんなことは浮かばんがですよ。人間がやっぱり生活しゆう、地域に出向くというのは、僕はそのことを言いようがですよ。一番最初にそれを大事にしてほしいがです。

地域を思うて行って、やったら一番分かります。私の所管した川もですね、合併のときに、黒潮町のこと分かりませんので、職員と一緒にマイクロバス1台で、特に、海岸線の方はよく知ってますけど山間部は分かりませんでしたので、元の大方町の職員をお願いしましてですね、合併前に、やっぱりどこへどこかいくやら分からんき知っちゃこうということで回りました。感覚的に全然違うこともありました。

旧佐賀の場合には、山の中に至るまで道路舗装もよくやりましたけど、大方の地域へ入ったらですね、舗装の方が悪かったことも承知してます。そんなことを踏まえてもですね、同じような要望を、あの道路を改良してほしいが、その佐賀から来た職員が来てですね、分かっていますよ。それが。分かればですね、すぐにでも行って、またそこで相談できるということになりますけども、やっぱり背景を知るのが一番大事ながです。

後の方で三現主義言いましたけど、やっぱり現場をね、やっぱり先知っておって、それから研修受けるのと、知らずに受けるのとは全然違うと思いますが、どうですか。

議長 (山崎正男君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

再質問にお答えを致します。

藤本議員言われるように、ほんとに現場に入ってですね、地域見るということは大事だということ自分たちも認識をさせていただきます。初任者の初期の研修の時期の検討をするときにですね、入ってすぐの新人で、現地、何日間かかかかってですね、入って、ずっと見て回るというのがですね、すぐにこう、実際には見てもですね、気持ち的に残らずらいというふうなこともあるんじゃないかということですね、実際には地域担当制で実際に入るとか、いうことをこれまでやってきたということでございます。

初任者の時期等じゃなくてですね、もうちょっと役場に入って経験を積んでですね、そういう頃に、各集落の実状をまた知る機会等、現地に入って勉強する機会とか、そういう機会がもし研修で行えればというふうなことを考えているところでございます。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

やはり最初が大事なですよ。私言うのは、1 年も 2 年もしよったら、そらいろんな情報も入ってくるかも分かりませんが、やはり全体を見るというのは、初任者研修を高知行ってやった後でも、私は、時期的なものがあれば構わんとは思いますが、やはり、1 年目から職員は住民対応しなくてはならないわけですし、やっぱりその背景が見えるような職員研修にしてほしいのですが。これはね、やっぱり町の考え方としてで私は大事だろうと思うんですよ。

初任者研修以外で、例えば地域担当制で行くにしても、その地域しか行きませんよ。地域担当制で、例えば私の集落の川奥やったら川奥へ来た者がですね、ついでにもう佐賀の町の周辺見るとか、大方の奥見ていくとかいうことはできないと思うんですよ。なかなか。それで研修にはなりません。全体を、やっぱり黒潮町の実態を見ていくというのが大事じゃと思うんですが、これはやりませんか。

町長、できませんか。

議長 (山崎正男君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは再質問に答弁させていただきます。

これまでの答弁もそうであったと思うんですけども、おっしゃられている、ご指摘いただいている内容は、そのとおりだと思います。ただ、その時期ですね。やっぱり、新人として新採をさしていただいた直後にですね、直後は恐らく仕事覚えるのが精いっぱい、もう、ほかの余裕といえますか、情報が入ってくる余地がないのじゃないのかなと思っています。従って、まずいったんは、瑕疵 (かし) のない仕事がしっかりと行えるように仕事をまず覚えていただいて、その後で、少し余裕ができたころにですね、きちっと地域とつないでいくということが、この趣旨からすると一番効果が高いと思われま。

その上でですね、全体のイメージを描くのも大事だと思うんですけども、本当の実態というのは、ある意味、定定的なお付き合いをしてみないと分からないところが絶対あります。自分もそれ心掛けているんですけども。従いまして、うちの地域担当制というのは、その面でも非常に効果の高い制度だと思っていまして、全体エリアがカバーできなくても、ある単一地区かも分かりませんが、そこしっかりと定定的なお付き合いをさしていただくというのは、非常に効果が高い制度だと思っています。

従って、ご主旨のように、地域全体に入って、地域全体のイメージをつかむという作業がやっぱり必要だというのは自分たちも認識しているので、新採直後にそのタイミングで地域に入れるのかどうかは別にして、一度全体のイメージが、職員はどうすればその全体のイメージを持つことができるのかというのは、内部でちょっと検討させていただければと思います。

議長 (山崎正男君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

検討していただくということで。

ずっとせよという僕は言いようわけじゃなくて、一番最初に、最初の段階にやっぱりそのイメージを、やっぱりきちっと把握するっていうのは、僕は大事やと思います。

それと、現地に行くっていうのは非常に大事なことでして。先に、大方地域での単身高齢者世帯の方から電話があつてですね、住宅の裏の墓地が造成され、先の雨で一部崩壊していると。心配だとのこと。で、私も現

地を確認させていただき、その足で、住民課でしたか話したら、課長やら健康福祉課長が、すぐに出向いて行ったようです。それで、その住民の方がですね、非常に喜んだ。そのことが、解決できるとかできんとかはまた後の話。ほんとは解決したら一番いいわけですけども、取りあえず町がそうやって関心を持っていただいて、心配しゆうところを汲んでいただいたということで安心したようです。

やっぱりすぐにはそうやって解決できなくてもですね、現地に出向けば、心配事も共有し、安心感を与えると思いますので、ぜひですね、現地というのは今後も大事にさせていただくということをお願いしてですね、この質問を終わります。

続いて、4番目になりますが、従前から何度か、もう忘れるぐらい質問したと思うんですが、拳ノ川診療所の医師確保について、伺います。

現在、拳ノ川診療所は、常勤医不在になってから3年になりますか、3年を過ぎたと思いますが、医療センターや幡多医師会に大変お世話になり、制限はありますが、住民もこのシステムに慣れて、スムーズに運営がされておるとは思います。町はこのことに甘んじてですね、常勤医の募集を疎かにしているのではないかと、ふと思いました。

2月18日から19日の高知新聞でも報じられておりましたように、都会では医師が余ってもですね、高知県の、特に西部の方にはいないと。内科医も5年後、1.4万人全国で不足するというふうな事態が生じておるようです。

高知県の西部、特に西部の方は、医師の少数区域の充実がされてないという、新聞も報道ではありました。非常に難しいと思います。そんな中で、本腰を入れてですね、医療センターや幡多医師会の先生方の献身的な協力していただいおるときに、募集に力を注ぐ考えはありませんでしょうか。

前にも言いましたが、副町長、健康福祉課長、地域住民課長で、医師確保のプロジェクトチームをつくってですね、黒潮町出身の医師等の調査をしていただいて、そこでですね、その先生方も踏まえてですね、医師確保のための情報収集等しないか提案したことでしたけども、どうなってますでしょうかね。

何かちょっと、そこに先生が現在来てくれていますので、まあ何とかいけゆうということで、ええかも分かりませんが、その中でも休みの日もありますし、それはやむを得んと思います。その付近を補うためにでもですね、前に高知佐賀会でちょうど一緒になった方が医療の関係の方でしたので、その方にもお願いしてですね、一時的にでも来てもらえないだろうかということでご相談したこともありますし、町長の方にもご紹介してもらったと思います。

やはり何かの方法で、いろんなつてを使いながら、現在来ておる先生方の協力も得ながらですね、ぜひ常駐医がおればですね。拳ノ川だけの診療機関というだけじゃなくてですね、現在黒潮町が進めておる、あつたかふれあいセンターに行く部分とかいう日もですね、常勤医がおれば、比較的こう計画的にもできていくことができるのではないかなと思います。

どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、藤本議員ご質問の、拳ノ川診療所の医師確保について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

昨年の3月議会でも答弁をさせていただきましたが、現在、医師募集に対する問い合わせ等があった場合の対応方法を改め、地域医療に対応していただけるかという質問を投げ掛けることとしております。

具体的には、拳ノ川の医師住宅に居住をしていただくこと。訪問診療をしていただくこと。夜間診療に対応していただくこと。以上の3つの条件を提示させていただいてるところでございます。

しかしながら、これまでの医師募集に対する問い合わせに対しては、そうした条件を了承していただける先生は、現時点ではいらっしゃらないというのが実状でございます。

こうした状況の中で、当面は医師の募集は継続しながらも、現在の代診医師の体制の拡充を図ってまいりたいと考えております。

拳ノ川診療所の平日の休診日の診療を確保するために、拳ノ川診療所長であります澤田先生に了承いただきました、市野瀬出身の桑原先生、配偶者が町分出身の川田先生に、月一回の代診委託を打診致しました。

しかしながら、多忙であるとか、整形外科がご専門といったような理由によりましていったんは断られましたが、桑原先生、川田先生と再度交渉を行い、現在、川田先生には3月27日水曜日でございますが、午後、診療を行っていただけることになっておりますし、桑原先生には、3月は日程が合いませんでしたけども、4月以降に拳ノ川診療所を視察していただけることになっております。

また、高知大学医学部とも交渉してきましたが、2月の人事で増員がなかったことから、来年の人事増員後に検討していただくことになりました。

そして、本年度は、高知大学医学部から近隣の病院に出向している職員によってですね、月に1回の診療をしてもらえるかについて、検討していただけることになったところでございます。

今後も、現在の代診医師の体制の拡充を図ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

代診医師の拡充といいますが、それは先ほども言いましたように十分やっただいておると。

代診医師でやられておる方は、ほんとに大変だと思うんです。朝も9時ごろまでに来るにはですね、高知を早く出ないかんし、なおかつ、沖ノ島あたりで宿直があるとか、十和で宿直があるとかいうときもですね、その日の朝に来られてますので、私は事故起こささないかと心配するぐらいのもんで、非常にご苦労なさって、やっていただいていることは、ほんとに地区住民も含めてですね、感謝をしております。そのことはよく分かってますし。

それから、先ほど言いよった代診の医師の追加の分もですね、私も気になって、先ほど言いましたように、町長にもご紹介さしてもろうたところなんですけども。やはり、先ほど私質問で言うたと思うんですが、前にも言うたと思うんですけど、町長、副町長、健康福祉課長、地域住民課長もですね、医師対策プロジェクトチームぐらいつくってですね、医師確保の面です、代診医師も当然ですけども、医師確保、常勤医師を確保のための、その協議を進めながらどうやったらいいか。一つの案として私は、黒潮町出身の医師との連携をしながら、その先生に紹介をしていただくとか、その先生の知り合いの先生からまた紹介していただくとか、いろんな情報を仕入れてですね、その付近話になりそうな人があったら、やっぱり誰か、そのうちの誰かが出向いてって、先ほど言いよった交渉をしていただく。

待ちの姿勢で、こちらで、何言いますか、テストみたいな話をしてやりよっても、なかなかそりゃ採用は難しいと思うがですよ。やはり、欲しいという思いをやはり、そういう来てくれそうな先生にぶつけていくということが大事だと思うんですが、そのためには、言いよったそのプロジェクトチームぐらいつくってやっていくがしかないがではないかなと思うんですが、どうですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは藤本議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

拳ノ川診療所の平成 29 年度の決算における一般会計の繰入金は 1,900 万円で行いました。この金額は、直診の財政調整基金が枯渇をいたしまして、一般会計から繰入を始めた平成 23 年度以降で最も低い金額となったところでございます。

参考までに、平成 23 年度以降の一般会計からの繰入金額を申し上げますと、平成 23 年度が 3,000 万円、平成 24 年度が 2,700 万円、平成 25 年度が 2,835 万 3,000 円、平成 26 年度が 2,234 万 4,000 円、平成 27 年度が 3,155 万円、平成 28 年度が 2,150 万円、そして、平成 29 年度が 1,900 万円でございます。

現在、拳ノ川診療所に対する普通交付税は 2,130 万円で行いまして、持続可能な診療所の運営のためには、一般会計からの繰入金額を拳ノ川診療所に対する普通交付税の額と同程度以下にしていくことが肝要であるというように考えております。

そのためには、現状の患者数と診療収入では、常勤医師の雇用を行うことは一般会計からの繰入金額の増大を招き、持続可能な診療所の運営は困難となるものと考えているところでございます。

このため、当面はですね、診療をしていない水曜日、木曜日に診療をしていただける代診医師について、拳ノ川診療所長であります澤田先生と協議を行って、先ほどのご説明もさせていただいたところでございます。

水曜日、木曜日に診療していただける代診医師がいらっしゃれば、半日の日もございますが、月曜日から金曜日まで常に診療がされることになり、住民の皆さまの利便性の向上とともに、患者数の増加も一定見込めるのではないかと考えております。

そうした状態の後でですね、今後、黒潮町で地域医療を本気でやろうとする先生が現れ、来ていただければ、常勤医師での持続可能な運営も可能性が出てくるものと期待をしているところでございます。

いずれに致しましても、直診会計だけに限ったことではありませんが、持続可能な運営体制を構築することは必要不可欠なことであるというように考えております。ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

いや、先ほど質問したのはそんなこと問いゆうわけじゃなくて、そういうプロジェクトチームをつくってですね、やっていかんかということをやゆうがですよ。

予算的なことを言いますとね、確かにおっしゃられたとおりで、表に見えるのはそれだと思うんですよ。けど、考えてみてください。拳ノ川診療所で常勤医がおったときですね、確かに赤字でしたよ。赤字でしたけど、最後の方は黒字になってました。それ以外にですね、国保の医療費もぐうっと下がってきてですね、そのために国保の、国保税も下げた。厚生労働省からは、なぜ下げるかということ言われたこともありましたけれど、新聞にもきちっと載ってましたし、そういう下がったことも経路もありますよ。

それとか、病院に長期に入院しちゃう方が在宅で、今のように在宅で戻しなさいというもなかなか難しいと思うんですけども、在宅でよくなってきましたし、寝たきりの方も、ぐうっと少のうなった。データ的にあるがですね。

直診の役割というのは、単なるその診療所ではないわけですし、やはりそのことを核としてですね、やっぱ

り、黒潮町の保健衛生や公衆衛生も踏まえてですね、やはりそういう活動になれるものではないかなと思うがです。

そのために常勤医であればですね、いろんな相談できることもありますでしょうし、先ほど言いよった学校医の問題にしても、一時困っておりましたが、今は派遣のね、来てくれゆう先生方をお願いしてやっていますけども、これも慢性の分については62とか、薬を出してですね、対応しておる。なおかつ、予約じゃないといかんとかいうことでやっていますので、今の状態が私は長らく続くとは思わんがです。なかなかその病院の方も大変な話も聞いてますので。そうやってきますとですね、やはりそれを引き上げるとかなってきたときにね、たちまち大変だと思うんですよ。私言いようのは、そういう本腰入れてやらないかんいうことを聞きゆうがです。

ホームページもですね、写真とか載せてましたけど、今は一番上のタイトルの所にちらっと載せてるばあでして。四万十市あたりはですね、ホームページも載せてます。きちんと図柄入りで載せて、目立つようにしていますが、やはりそこがですね、姿勢ではないかなと思うのですが、いかがですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

再質問にお答えをさしていただきたいと思います。

過去にですね、確かに常勤医師の先生のとときに、相当基金も積み立てて、素晴らしい経営になっていたこともございました。それも、疋田先生のご尽力だったというふうに理解をしておりますが。ただ、疋田先生が旧佐賀町の診療所に就任した当時はですね、やはりそんなに患者数が多かったということではなかったというふうに理解をしております。長い間の疋田先生のご努力によってですね、だんだんと、町外からも診療に来ていただけるような患者さんが来だして、患者数が大変多くなったということであろうというふうに思っております。

現在はそれから相当たちまして、患者数も相当減っております。今この状態の中で、仮に疋田先生のような先生が来られたとしてもですね、すぐにはなかなか回復し難いというような状況でございます。そういったことからですね、先ほども申しましたように持続可能な診療所の運営のために、当面はですね、代診医師の体制の中で、毎日診療が行われるという体制をつくり上げていきたいというふうに考えております。

先ほど議員からもお話もありましたが、代診医師の澤田先生のご努力によってですね、学校医の関係もやっていただいておりますし、澤田先生のお力によって、こちらの拳ノ川診療所がかかった患者さんが、高知医療センターの方にスムーズに搬送されたりと、そういった事例もあります。そういったようないろいろなメリットといいますか部分もございますので、必ずしも代診医師の、今の代診医師が良くないということでもないというふうに思っております。澤田先生は代診医師としてやっていただいておりますけれども、出張診療などにも出ていただいておりますし、訪問診療もしていただいております。

そういったようなことも含めてですね、当面は現在の代診医師の体制を拡充してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今の状態が悪いというわけじゃないがですよ。ほんとにお世話になりよりも、2月でしたか、町

長にもですね、矢野議員と一緒に行って、最低でも今の状況が悪くならないように、継続をお願いしますという話はしたがですよ。

私が言いようがは、そういうふうに一所懸命やってくれよう先生がおるときにですね、今こそやっぱり本腰はめてそういう対応ができるように。いつ状況が、大学からも来てくれる。それから、その個人の先生からも来てくれるという言いようときにですね、そのときにやっぱりきちっとしたことを構えていくというのが、私は医療行政や健康福祉を高めていくときに大事だろうと思うがですよ。そこを、やりませんかという言いようがです。

今やりようことも大いに結構ですし、やってもらわんといかんわけですけども、それがやれようときに、きちっと本腰はめてですね、そういうプロジェクトチームをつくっていかないかんいうことを言いようがです。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

藤本議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

拳ノ川診療所につきましては、先ほど議員の方からもちょっとお話もありましたけれども、平成26年3月までは常勤の医師がおられましたが、平成26年4月から平成27年7月まで、澤田先生等の3人の先生にご協力いただき、代診により、拳ノ川診療所の診療が継続されておりました。

そして、平成27年8月から平成28年の1月まで常勤医師が勤務を致しまして、平成28年1月31日をもって退職をされました。

平成28年2月以降は、澤田先生等の3人から4人の先生にご協力をいただき、現在も代診により診療が行われているところでございます。

しかしながら、こうしたことは、こうしたことというのは、常勤医師が勤務することによって代診医師から常勤医師になって、また代診医師に代わるというようなことなんですけども。こうしたことについては、澤田先生等に大変なご迷惑をお掛けして、現在の代診が行われているということに思いをはせていただきたいというように考えているところでございます。

もし次にこうしたことがあった場合、このような町の都合をいつまでも、いつでも聞いていただけるという状況にはなくてですね、診療所を休診にせざるを得ないような状況になることも視野に入れる必要があるということをご理解いただきたいというように考えております。

今後も、高知県をはじめとする関係機関に支援を働き掛けていく予定でございますが、医師不足の著しい現在、これまでの来ていただける医師を探すということではなくてですね、この拳ノ川診療所を十二分に承知し、本当に理解していただけるような医師をお願いするという視点が必要であるというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

はっきり言うたらどうですか。もう、そしたらあれですか、そういう採用はしないと。

今の状態もですね、非常に不安定ながですよ。医療センターをお願いして来ようわけですし、医療センターの方針が変われば、そういうことはできなくなりますし。不安定というのが、やっぱり住民に不安を与えるわけです。今の現状についてはスムーズいきようきよ、住民は満足していますという話も私はさせてもら

います。

ただ、町は、あくまでも町の施設ですから、やはり医師がおるのは診療所ですから、医師がおって診療所です。そのことを来てくれゆうときにですね、協力してくれ、無理して高知から長い距離を乗って協力してくれゆうときに、やはり、募集に力を入れてやるべきじゃないかな。それがスムーズにいくと。それが長らく、今やりゆう状態でお世話になるだろうとは思いますが、医師が少ないです。内科医が少ないです。5年で1.4万人も不足です。なかなかこちらが希望するような医師はいないかもわかりませんが、本腰入れてやはり、そこに常勤さすという気があればですね、やっぱり探してほしいがですよ。今の状態がいつも不安定になってくると非常に困りますので。

あなたが、そしたらあれですか。今の状態がずうっと続いていくと思えるがですか。私は心配ながです。

どうですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

拳ノ川診療所の常勤医師の不足の問題についての答弁については、地域住民課長がこれまでも答弁させていただいたところです。

ちょっと説明不足があったかもわかりませんが、例えば、今、所長を務めていただいております澤田先生はですね、単に空き時間を拳ノ川診療所に充てますということではなくて、中山間の小規模診療所で常勤医師の確保の非常に難しい診療所は全国に山ほどあって、その中で、常勤医がいなくても代診で回していけるモデル地区として、拳ノ川診療所を精いっぱい支援していきたいという考え方に基づいて、今、やっています。従いまして、今自分たちが取らなければならない姿勢は、まず、その常勤医がいなく状態の中で、地域医療の機能をどうまず補完していくのか。これが、まず第一です。

その次に、これまでうちに来ていただいた先生がということではなくて、一般論的に答弁させていただきますと、完全に売り手市場です。例えば、今申し上げましたように、例えば駐在していただけるのか、夜間の対応できるのか、訪問診療をお願いできるのかとなったときに、まず、お問い合わせがある中ではですね、まずないです。これがもう今の医療の実態だと、ご認識をいただく必要があろうかと思っています。

その上で、じゃあそれでも、常勤医という肩書だけで確保すればいいのかということになりますと、僕は逆にですね、そちらの方が継続性の心配があろうかと思っています。

繰り返しになりますと、今冒頭申し上げましたように、今所長をお務めいただいている澤田先生は、単に拳ノ川診療所の機能存続ということだけではなくて、全国にある常勤医師の確保の難しい中規模、小規模の中山間の診療所の機能継続をするモデルとして、拳ノ川診療所を精いっぱい応援させていただくという崇高な理由に基づいてお越しいただいているので、まずはその体制のフォローアップが僕らが取らなければならない姿勢だと思っています。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

ほんとに、町長の言われるようにですね、私ども感謝をしておるがですよ。それから今の状況も、ある程度私も把握してますし、当然、その総合医の関係もあってですね、それから地域医療の基本的な考え方、澤田先生は論文も出されてますし。当然、そのことについては理解しておるつもりです。

けど、そういう先生がやっただいておるときに、次にどうなるか。確かに少ないです。売り手市場だと思います。ですが、そういうときにこそですね、やっぱり対応していきよらんと、今の状態がいつ崩壊するかも分かりませんし。いつでもその体制ができるようなプロジェクトチームをつくって、今おっしゃられたようなことも一緒になって検討していくという組織をつくってですね、やっぱり考えていただくことが必要やと思うんですが、それもできませんか。

今のところ、もうしないということですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

今所長をお務めいただいている澤田先生にも、それから、実際にお越しいただいている幡多医師会の先生にもですね、相談はさしていただいてまして、常勤医の確保としてのスタンスは取らせていただきたいと。

ただしですね、やっぱり両先生から言われるのはですね、今の売り手市場の中で、安易にといいですか、一般的な答弁です。これまでの先生がどうのこうのではなくて、安易な選択ではなくて腰を据えてやりなさい、というようなことのご指導をいただいています。それまではしっかりと自分たちが支援するからということまでおっしゃっていただいています。なので、そのためにハードルを設けさせていただいたと。つまり、常駐もいただけなくて、夜間対応もできなくて、訪問診療もできません、というお医者さんを常勤医として確保することが、本当に拳ノ川の医療圏域の皆さんにとっての幸せにつながるのかと。それよりも、今の代診、常勤ではなくて代診かも分からないけれども、訪問診療をいただき、そうしたことで可能な限り地域と関係性を持つことにご努力をいただいている、今の体制を拡充していくこと。これがまず第一です。

繰り返しになりますが、この常勤の確保については、澤田先生にも、幡多医師会からお越しいただいている先生にも、スタンス的な説明はさしていただいています。そして、協議の結果ですね、腰を据えて、こういった先生でなければ安易に選択するのはどうかと思うよというようなご指導をいただいた上での現状であるということ、ご理解いただければと思います。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

はい、分かりました。

そしたら、前提としてそういうことがあって、拳ノ川診療所に適した医師が今のところいないと。ですが、それはしてないわけじゃないということで、よろしいですかね。分かりました。

それでしたらいいですけども、どうも先ほど答弁聞きよったらですね、もう今のままでそのまま、というような話になりますと、いつまでもこの状態が続くか心配でしたので。分かりました。

決して、今やりゆう体制が私は悪い言いがやなくて、非常にいいと思いますし、今のところやむを得んかなとは思いますが、やはり常勤医を雇うというところの部分で廃ってくと後々困ると思いますので、よろしくをお願いします。

続きにいきます。情報基盤の整備ですが。

情報の高速化が今進んでおりますが、対策を取れてるかということ。

何度もこのことについて言いましたけども、携帯電話も、今年は5G っていうんですかね、モバイルネットワークの第5 世代というのが5G だそうですが、今4G ですけども。これがですね、今年度内にも5G 化されるのでは

ないかなといわれております。

NHKも、昨夜予算委員会が放映されておりましたが、遅くに。NHKもネット配信で、ネットで常時配信も決まるようですが、予算的には、常時配信等になりますと、二車線の道にごぼっとう、車が入り込むような状態になります。ブロードバンドを目指してやりましたけど、それではなくなる。二車線ではなくて四車線が要るようになってきておると思います。

わが町の情報基盤であるケーブルテレビは、夜間や祝日、土日は、石器時代、ISDNの時代に戻ったように遅くなります。これは課長も十分承知しておると思いますし、私も何度か言いましたので確かめておられると思うんです。

加入促進も大いに結構ですし、やってもらわなきゃいけません、加入に見合う、加入のときの料金に見合うですね、対策は考えられておるのか、ちょっと不審に思います。

昨晚も22時ごろですか、10時ごろに測ってみますと、ベストエフォートで100メガということで料金設定もされてますが、実際には100分の3から100分の6です。長くちょっと測ってみましたけど。

昼間はですよ、100分の60とか70とかいくときもあります。大体3、40でいきゆうですので。誰も使っていないときにはほんとにスムーズながですけど、あまりにも極端にですね、この夜間が下がってきますので、外で働きゆう方などは、もう帰ってから使うが多いですのね、この付近は何とかならないかなと思うがです。

どうしてもならないのであればですね、その速度に応じた金額に下げるということも。料金も下げるぐらいせんとですね、なんかおかしいかなど。ある意味、言葉で悪いかも分かんですけど、詐欺行為みたいな感じがしてならんがです。

ぜひ、この付近の対策を本腰はめてやってもらわんといかんかなと思うがですが、どうですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、藤本議員の一般質問、5、情報基盤整備について、カッコ1、情報化が進んでいる。対策は取れているか、のご質問にお答えしたいと思います。

昨年の12月議会に回答いたしました内容と重複する部分があるかと思っておりますけども、ご了承いただければと思います。

現在のIWKインターネットサービス状況ですけども、大容量のデータをやりとりする利用者の増加等の影響を踏まえて、平成28年度、上位回線契約の見直しを行い、改正の開始を図っておるところでございます。

また、29年から平成30年11月にかけては、回線の増速を行い、通信速度も一定改善されたところでございます。

また、前回答弁致しました回線遅延対策の新技术について、現行予算の範囲内で導入可能という協議結果となりました。来年度に導入時期を検討しながら、さらに、詳細の詰めをしていきたいと考えております。

これにより、高速データ通信の対応はできると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

課長の今の答弁、できるということですので、うれしく思います。

できるだけ予算が少のうてね、できればいいと思いますし、それによってますます、伺いますか、ネット

加入も進めていく根拠にもなりますし。今の時代、ほんとにそんなに、どんどんどんほかでは、高速道路がどんどんどん広がり、スムーズに走れるようになりゆうわけです。田舎の、この中にもその高速道路を造っていただいて、町民としてはうれしいと思いますし。しかし、走ってみたら、急きょ前に車がどっさり並ぶというような状況が今の状況ですので、この付近の対策としては、別にルートを造るのか、道広げるのか、いろいろ方策はあると思うがです。

道を広げるとなると経費も要りますし、もうちょっとスピードアップを、昼間の間にスピードアップをだんだんやっておけばスムーズに流れるということもあるかと思ひますし、その対策はされるということで、安心しました。

これでこの質問を終わりたいと思います。

私、任期8年、32回の一般質問を本当に丁重に答弁していただきまして、ありがとうございました。

素晴らしい黒潮町のために頑張っていたきたいと思ひます。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで藤本君の一般質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩します。

休 憩 10時 54分

再 開 11時 10分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

12番（浅野修一君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問の方に入りたいと思ひます。

今回、4問の質問事項を構えさせてもらってます。

早速ですが、入りたいと思ひます。

まず1番目にですね、山林再生についてでございます。

カッコ1と致しまして、今年4月、森林経営管理法の施行により山林再生へとかじが切れ、再生へのスピードアップにもつながるものと思ひれます。

山が8割を占めます当町にとりましては追い風となり、町は好機ととらえ、対策を急ぐべきと考えるところでもあります。これまでも、森林保護については幾度か質問を致しましたが、伐採後の再植林、これはスギであるとかヒノキの再植、あるいは広葉樹の再植ということでございますが、再植林や木材にどう付加価値を付けるかなど、町としての具体的な考えが、いまだ自分としては見えてこないと思ひております。

黒潮町において、新年度以降、どう考え、どう対応して、どこを目指すのかを問いたいと思ひます。

国としてもですね、今回の立法については、近年の豪雨により風水害をはじめとして、地震によりまして、北海道でもありました山の崩壊であるとか。これは地盤の問題であるとかそういったこともあろうかと思ひますが、植わっておる木の種類というか、によるところもあろうかと思ひます。

まあ、あまりにも荒廃しました山の姿があり、山の再生をやっぱり視野に入れた対策が急務であろうと思ひからではないかと。国も、やっとなそこへ動きだしたのではないかとというふうな、自分は思ひております。

私は、山イコール水であるというふうな考えを持っておりますのでございますが、その中でわが黒潮町は、農業、

水産業、これ盛んなわけでございます、水という観点からもですね、山の再生はどうしても避けて通ることのできできないことだと思っております。一口に山の再生と申し上げても、当然すぐにできるうんぬんではなくてですね、また、今からでは少し遅いのかもしれないとも思ったりもするわけわけでございますが、一刻も早く対処しないと取り返しのつかないことになるのではないかというふうな思いから、今回の質問をしております。本当、非常に不安であります。

町としての考え、方向性を聞きたいと思います。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告書によりまして、1、山林の再生についてのカッコ1、伐採後の再植林や木材にどう付加価値を付けるか、町の対応を問うに関する質問にお答え致します。

質問でもありましたが、森林管理法の施行がこの4月から運用されることとなります。それによりまして、本町の場合、対象森林は、森林経営計画が未策定、かつ、過去10カ年施業が行われてない人工森林に対して地権者から管理を任された場合、町が森林管理権を設定し、森林環境税例を活用し、長期にわたって適切に管理することとなります。

戦後植栽された多くの町内の森林は、伐採時期を迎え、搬出間伐や皆伐が多くなると予想されます。今後は、素材の生産性と収益性の向上を図り、これらから搬出された木材の有効活用、付加価値を付けることが課題であると認識をしております。

今後の森林整備の在り方につきましては、現在取り組まれている、森林経営、森林整備、保育間伐、搬出間伐を適切に進めるとともに、多様な森林保全のために、針葉樹のみならず広葉樹林の活用、水を育む水源涵養林や入野松原の保全等々、多様な森林整備について地域住民の協力を得ながら、森づくりを推進してまいりたいと考えております。

まずは、とり急ぎ大切な財源である町有林や町行造林で適切な施業を行い、利用促進を図っていききたいと思っております。

そのためには、行政の体制整備と林業経営に長けたプランナーの育成が必要と考えており、国や県が行う研修への積極的に向かうなど、関係機関との連携強化を図っていききたいと考えております。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

まあ、町としても、前向きな検討をされるというふうなことだと思いますので、よろしいと思うわけでございますが。

その中でも、これ昨年にも質問の方をさせていただいたわけわけですが、体制いいですか、町の人員配置いいですか、体制の部分で山林に関わるというか、係として職員1名というふうなことを昨年お伺いしたわけですが、今年、31年度、新年度になりますと、課長今申されたように新制度が施行されるわけわけですので、その中で1名での対応というふうなことを、少し、伺いいいますか手落ちといいいますか行き届かん部分ができてくるのではないかと、自分は危惧（きぐ）をしようわけです。

そういった意味でもですね、この、国が今からやろうとしていることに実際どうしてですね、もう少しこう積極性を持った体制いいですか、そういったことがですね、求められるんじゃないかと思うがです。

そうでないと、山の再生、国土強靱化含めてですね、山の再生にかじを切ったわけなんです。国がこういった、いわば今までになかった制度を作ってですね、それに税金も国民の方から納めていただいて、その税の中から山の保全、再生に向かおうとしているわけなんです、そのへんの人力的などといいますか、人員配置の部分でもですね、ちょっと遅れを取るんじゃないかというふうに、自分は受け止めるわけですが。

その点はどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

まず、これまで森林経営管理法ができるということで、高知県もそして国も、市町村に対してかなりのバックアップいたしますか情報提供をいただいて、この推進体制につきましては非常に側面から支援をしていただいております。特に国においても、いろんな現場研修とか、それからドローン研修とか、さまざまな研修への職員への誘発運動というか、そういうものでいわゆる市町村の人材育成を図るというような主眼を置いて取り組みをされております。

市町村、うちの場合は現在、林業係が鳥獣と兼務ということで、非常に脆弱（ぜいじゃく）な推進体制でありますけれども、この来年度においてはですね、こういう事業が入ってきます。来年度がスタートはしますけれども、等身大のやはり事業推進ということしかできないのかなと思っております。そこで体力をつけながら、人材育成を図っていききたい。

当面は、平成31年度は臨時職員を雇用しながら、そこで仕事の量、あるいはその状況把握しながら、得たものを次の次年度に改善体制含めて計上して、やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

今、課長の方からもありました、山の係といいますか、担当と鳥獣対策であるとか、そういったものが兼務であるというふうなことをお伺いしましたけど。なおのことですね、その兼務でこの新制度に対してですね、対応の可能なんでしょうかね。自分は、ちょっと疑問といいますか、本当の懸念を抱きます。

それでなくても、新たなことをやるときに兼務で対応するとかいうこと、自分の中ではちょっと考えにくいわけですが。

それで、新年度、31年度はその臨時職員というふうなことのお話もありましたが、臨時職員、3名なのか4名なのか分かんませんが、そういった体制で大丈夫と考えますか。

また、その臨時職員何名の予定をされておるがですか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず、この森林経営管理法に従事している方は、従来の職員以外に臨時職員1名を考えております。

それから、鳥獣の方につきましては従来から、職員に代わって現場確認とかさまざまな、檻の購入とか等々、鳥獣に関わる被害対策に対しての臨時職員も1名ということで、計、この林業関係臨時職員としては、2名ブ

ラス職員という推進体制で、平成31年度は乗り切っていきたいというふうに考えております。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

まあ、山に対する臨時職員さんは、専属ですかね、1名ということで考えられておるといことですね。

それと、鳥獣の方も有害鳥獣に対応する臨時職員さんも1名ということで、ある程度のカバーはそれでできるものでありましようかね。

何か、伺いますかね、専門にやる方をですね、もっとこう、きちっとするか、すべきでないでしょうかね。そうでないと、この新制度、対応できないと自分は考えるわけです。

ただ、今回の新年度予算に木材乾燥機器でしたかね、への予算措置なんかも考えられておるようなんです、まあその付加価値の分では少し前進をされるかなとも思うわけですが。まあ、どうしても不安が残りますね。

そういった意味で、今後ですね、人員の充実っていうことも、町長以下、ほかの課の皆さんともですね、新たな制度への対策、対応ということで、ぜひともですね、再検討といいますか、の方をお願いしたいがです。

町長、構いませんでしたら、町長でも副町長でも、このへんご答弁よろしいでしですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

町内全ての人員の配置についてでございますが、新規事業等々、森林だけではなくてですね、それぞれの福祉関係、いろんな所で新規事業ございます。その都度、正規職員をとということなかなかならないのが現状でございます、それぞれ現員ですね対応していつているのが現状です。

森林につきましても、先ほど言いましたように正職員というわけではなくてですね、臨時職員で対応してですね、まずは調査の方から入るといことでございますので、そのあたりは業者に委託をするなりしてですね、業務量の調整等も行っていただいて、まずスケジュールを組んでいただいて、担当でやっていただくということになろうかと思います。

正直なところ、課長の統合等も議案で提出をしております。

そういう部分で余剰の人員も挙げながらですね、全体的に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

本当、人員の部分は予算にも直結することで、先々、将来的にも直結することで、その部分大変なことは重々分かっておりますが。

いかんせん、その当町として8割強の山を保有する町と致しましてですね、これからも山林放棄された方であるとかそういった方の重荷と言ったら過言かもしれませんが、そういった荷も担がんといかん部分ができてくるわけわけです。

そうしたときにですね、町の存続まで考えたときに、山を活用せん話はないと、自分は思います。

そういった意味でも、今回の本施行、これに対応できるべく町としての措置の方はね、もっともっと重きに

置いて、ぜひとも考えていただきたいわけです。そうすることが、職場ができたりであるとか、いろんな波及効果があるかと思えます。

はっきり申し上げまして、当町は山については、ちょっと今まで薄れたといいますか、意識として薄れた部分が往々にしてあったと思います。海にも恵まれ、農業で皆さん頑張っておられる、平地もあり、山もあり、●で、そういった意味も含めてですね山に対する思いっていうのが、ちょっと薄れているんじゃないかと思えます。

ただ、この山をですね、自分、思いますのは、山を甘く見とったら、町全体が駄目になるんじゃないかというふうに感じております。

やはりですね、山っていうのは、前回は申し上げましたが、水を山にためてくれて、その水を川に流してきて、海に注いでくれて、そういったことで自然をですね、悪循環する機能を持ったものだと自分は考えてます。ですから、山を大切にすることが、町民、住民、生き延びる。大げさに思うかもしれんですけど、生き延びるための、山は生命線だというふうに思っております。

まあ、そういった意味も含めて今回も、再度質問を設けておるわけですが。

1個、町長にお伺いしたいと思います。

町長が黒潮町の方にお生まれになって、子どものころから山や川、そして海の方でも、こう親しまれてこられたと思います。そういった町長がですね、現在の山であったり川であったり海であったり、そういったところを見られたときに、子どもの頃と今と、その変化についてはどのように受け止めお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

お願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

どこまでの確に認識ができていいのか、ちょっと自信はありませんけども、少なくともですね、これは言えるのではないかというのは、例えば、子どもの幼少期に遊ぶフィールドとしてでありますとか、あるいは、何かの糧を得るための手段として、兼業的な分野で山に入られたり、海に入られたり。こういった活動の総量というのは、圧倒的にこう圧縮されていくのではないかなと思います。

つまり、親しむ機会といいますか、現場に足を踏み入れる機会が相当減っているのではないかと、そのように認識をしているところでございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

おっしゃるとおりで、自分も川で子どもが泳いでいるところとか、海で大勢が泳いでおられるところは、あまり見たことがなくはないですけど、少なくなりました。

そのことを聞いているんじゃないですね、子どもの頃とですね、例えば、海へ町長も潜られ、よく好きで潜られたことはあると思います。

その海の変化については、どういうふうにお考えですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

ここ直近ですね、自分もちょっと実態にそくした判断ではないんですけども、やはり一番変化を感じるのは、現場でなりわいとしてされている漁師さんからのご意見です。

やっぱり、海は変わったというお話。あるいは瀬が変わったというお話は、本当に機会があるごとにお聞きをする言葉でして。よく言われる山林の荒廃によって、その影響が磯焼けにつながっているのではないかと。こういったことを、現場の漁師さんとかは肌感覚でお知りになっているのだらうなと思います。

何十年も前にその漁師さんのご意見を把握していたわけわけではないので、経年で評価することは非常に難しいですけども、そういったご実感を浜の皆さんがお持ちになっておられるというのは、自分も現場の方のお話合いの上で、実感をしているところです。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

漁師さん、毎日見ておられるので、そのとおりでと思います。

自分も同感でございまして、やっぱり、自分もよく海の方にも行きました。川でも遊びました。

海行ったときに、今もたまに行くのですが、ハエって言うがですけど、磯のまあ、岩ですね。岩に藻が付いてない。坊主頭ではないですけど、もう何も付いてない海岸がもういっぱい、皆さんもご存じやと思います。目にしていると。そういう状態。

今もちらっと町長の方も申されましたけれども、漁師さんが言うように山の荒廃が、海の荒廃につながっておるといふような現状だと思います。科学的な裏付けは、自分持ってませんが、まず、間違いないことだと思います。

自分も、よくあの海で遊んだこともあり。

それとあの、台風のと、多いですね。よく、海岸には、ネ、メイウがですか。海藻の一種やと思いますが、よくもう海岸ぶちずらりともう、メイが打ち寄せられて、そういう状態のときが、毎年のことでした。自分が、あの子どもの頃はですね。もう、今は全くそういうこともありません。まあ、これを見ただけでも、海の荒れよう、海藻の激減というが、目に見えておるのではないかと思います。この状態、長く続いておりますんで、今回こういった法によって、山の再生が可能になることが往々にしてあると思います。交付金も来ると思います。そういったお金を有効に活用して、ぜひともですね、この黒潮町から山の再生を訴えていって、そこで自然を取り戻した黒潮町が人間の住みよい場所であるというふうなことを訴えていっていただきたい。その思いで、この質問の方をさせてもらいました。

どうぞですね、庁舎内でいろんな意見もあろうかと思いますが、いろんな知識もあろうと思います。それを持ち寄ってですね、この政府に対してですね、ぜひとも黒潮町のために、ぜひとも再度、考え行動してもらいたいと思います。

僕の思いというか、課長、分かっていたらいいのでしょうか。

それに対して、一言だけで結構ですが、答弁お願いします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

非常に重い宿題を頂いたように思っております。

これだけでなしにこれからの社会、今までもそうですけれども、非常に山の価値が今こそ、本当にこう、そこに転換期だと思っております。これは、この原資を有効に有効に活用するべく、精いっぱい取り組みをさせていただきたいと思っております。

さまざまな機関、さまざまな人たちとの支援を結集しながら、8割の森林を持つ町として、そのことが豊かな海、あるいはいろんな所で関連する産業にも波及しますので、精いっぱい知恵を出して取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

本当、心強いご答弁ありがとうございました。

ぜひともですね、今後も前向きな、前へ前へと庁舎内全体で進んでいっていただきたいと思っております。

よろしく願いまして、この質問は終わりたいと思っております。

次にですね、2番と致しまして、保育体制についてでございます。

カッコ1と致しまして、保育所において0歳から2歳児の部屋に、昼食時からお昼寝の時間帯を限定にですね、1名から数名の補助員を配置できないかについてでございます。

この件ももうこの4年間、ずっと子育て支援というふうなことで質問、提案の方もしてきたわけですが、どうしても現状を見るにですね、この、特にお昼時間であるとか、お昼寝時間にですね、保育士さんももちろん大変ながですけど、保育所に通っておられる子どもさんが、一番に子どもさんが大変をしている実態があると、自分は思っています。

そのことを何とかクリアするためには、今申し上げました補助員の数ですね。

前回までは、年間を通したような補助員であるか臨時職員であるか、そういった支援はできないかというふうな質問で終わっておったわけですが、せめてといいますか、昼食からお昼寝するまで、その時間帯の補助員の増員ですね。これ、ほんとに大事やと思うがですよ。子どもたちが育つ中で、満足に育っているか、それとも不満を持って育っているか。このこと自体でですね、将来が決まってくる分も往々にしてあると思うがですよ。

どうしても手が足りない、子どもたち、言葉はほんとに悪いですけど、放ったらかしになる場面が往々にしてあると思っております。

以前、町長でしたか、保育所のプロだから。プロだから大丈夫であるとか、プロに任してるから安心をするというふうなご答弁あったかと思っておりますが。プロでもですね、やっぱり、例えば、野球に例えればですね、内野手は守っておって、打球が飛んできて、地面が荒れとってイレギュラーすれば、そこでエラーもしたりもするわけですね。例え悪いかもしれんですけど。そういった、十分手を、手当てができておれば可能であるかもしれないけど、地面が荒れるとか。地面が荒れるということは、子どもさんが満足できずに、ざあざあするとか、そういったところがあるかと思っております。

そういった意味も含めてですね、今回この質問の方をしております。

でき得限りの答弁の方、よろしゅうお願いします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、浅野議員の保育体制に関するご質問にお答えを致します。

保育所において児童を受け入れる場合、児童の年齢に応じた基準に基づいて保育士を配置しているところです。

その基準は、0歳児は、児童3名に対し保育士1名を。1、2歳児は、同じく6名に対し保育士1名を。3歳児は、20名に対し保育士1名を。4歳児、5歳児は、30名に対し保育士1名が、その基準となっております。

併せまして、特別に支援を要する児童に対しましては、児童1名に対して1名の加配保育士を配置しているところです。

ご質問は、0歳児から2歳児の昼食時から午睡の時間帯に対して、補助員の配置ができないかという内容でございますけれども、これまで特に保育所から同様の要望を受けてはおりません。また、その時間帯の対応は困難なために著しく保育に支障を来しているという認識も、現在は持ち合わせておりません。

しかし、保育現場の状況は常に変化をしますので、著しく困難な状態が生じた場合は、子どもたちの保育に支障を来さないために対応はしなければならないと考えております。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

教育長もあれですか、以前は町長はじめ何名さんか、保育所の方にずっと回られた。去年かおととしていたかね。もう何回か、年に1回程度だったと思いますが回られたと思います。

教育長も行ったことありますか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

保育所への訪問につきましては、毎年度6月頃に、教育委員さんと全保育所を訪問しております。

それから、町長と一緒にここ何年間か、保育所訪問をしております。今年はちょっと私の方が、ほかの業務と重なったもので参加をできませんでしたけれども、そのような状況で訪問をさせていただいております。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

お忙しい中、本当にご苦労やと思いますけど、ぜひこれは続けていただけたらと思います。

今の教育長も申されたように、年々といいますか日々といいますか、変化はあるものだと思いますんで、そのへんはぜひ続けていただきたいと思います。

今もありましたが、教育委員さんと6月頃いいましたかね、行かれるというようなことで。できればですね、0歳とか1歳、2歳の部屋は、4月の年度当初ですね。慣れないというか、子どもさんたちが慣れない時期が6月、7月ぐらいまででしょうか、あろうかと思いますが。ぜひ一度、早い目の4月中とかですね、そういった場面を見るのと、6月の場面を見るのでは雲泥の差があると思います。どれだけ子どもたちが大変なのか、先生方が大変なのかっていう。僕も見するには早めの訪問の方をお願いできたらを思いますんで、でき得る限り、忙しいかとは思いますが、そういった方向性を持った対応もぜひお願いしたいと思います。

ただ、先ほど来、自分申してますように、どうしても、何といいますか数字で表れるものでは当然なくてですね、形でなかなか表れるものでもないわけですが、教育全般そうなわけですが。

今のいじめであるとかそういった部分もですね、少なからず、そういった手の足りない保育環境。そういう部分がですね、全部とは言いませんけど何割かの部分を占めていると自分は思っております。

そういった意味でですね、教育長あれでしょうかね、昼食からお昼寝、時間限定。しかも、4月年度当初からせめて8月ぐらいまでとか。そういった期間の限定というふうな考えで、臨時の補助員さんを付けけるというふうな方向性は見いだせませんか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

学校も同様でございますけれども、児童生徒を日々、保育、教育をしている現場の職員の皆さんは、常にスタッフが足りない感といたしまして、それは常に私はあるというふうに感じております。

ですから、学校も同様ですけれども、いろんな支援員を配置をしたとしても、なかなか先生方は、これで十分ですということをお願いすることは、なかなか少のうございます。

ですから、その少ない感覚に対して我々ではできるだけ手当てをしてあげられればいいんですけども、これも財政上の問題もありますので、一定、基準ないしは先ほど申しました、著しくやはり保育が困難になっているというふうに現場からも声が挙がり、我々が確認をして、やはりそれを確認ができれば対応をしていきたいと思っておりますので、一律的な対応ってことではなくて、もう随時の、その時々状況に応じた判断で対応をさせていただければと思います。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

まあ、なかなかね、現場の方からそういった声は出にくいのが現状やないかと思っております。

といいますのも、やっぱりそのプロ意識いいですか、保育士さんにももちろんあろうかと思っております。そういったものを、どうしても足らんとかいう言葉に出せない現状もあるんじゃないかと自分は思うがですよ。

今、教育長も申されたように財政上のことも当然出てくるわけで、あるわけですが。これ、簡単な計算でいってもですね、まあ、自分が行っておるその保育所。まあ、A保育所では、補助が必要かもしれない。BとCの保育所は、2人しか見てないから大丈夫とか、いろんな現状があろうかと思っております。

そういった、先ほど言っていたいただきました、0歳児3名、1、2歳児6名に1人というふうな対応ですね。そういった対応のときにですね、考えていただきたいがですけど、1、2歳なったばかりいいですか、なろうとする子どもさん6人を1人の保育士さんで見ることの大変さいいですか。それを見てもらってる子どもの不満、不満度うか。そこは考えたことありませんか。その現場から言うてこない、そういう現状はないんだというふうな認識だけで。そういった、6名を1人が0歳。まだよちよち歩きであるとか、しつけていいですか、物事がまだ把握できない年齢のときにですね、そういった状態の子どもさんを6名を1人が見るっていうふうな現場を想像したときにですね、どういうふうを考えられます。

教育長。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

確かに現場の保育士さんは、ほんとに言葉も十分発せないような子どもたちを相手にして大変だと思っております。思いますけれども、やはりどこかで基準というのは設けなくてはなりませんので、その基準が今申し上げた、今はラインということでもあります。

実際問題、必ず6名に対して1名の保育士かといいますと、例えば、8名になりますと2名の保育士が付く

わけでございますから4対2ということで、現実はずべてが6、1になっているのではございません。

従いまして、先ほど申しましたように、そのときの状況に応じて対応をさせていただけたらと思います。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

教育長ね、8名になれば、まあ2名の1名補助員さん増員で、4名を1人で見るというふうな考えなわけですが、4名見るのも大変という部分もありましてですね。6名だから駄目とか4名だけだから駄目だとか、そういう考えで自分は言いようわけやなくてですね、子どもさんの身になったときにどのように受け止めています。そのへんが自分ね、その基準、基準と言われても、この基準が本当に正しいものなのか、適正なものなのか、それが疑問でたまらんがですよ。

国の基準内であるから大丈夫と考えるか。子どもがそこで不満を持っているのを見過ごして、基準内であるからよしとするのか、そこを聞きようがですが。

それについて答弁願います。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

まず、子どもさんの気持ちでご質問でございますけれども、ちょっとどのように答えていいのか申し上げづらいので、ちょっとそれについてはお答えを差し控えさせていただきたいと思いますが。

保育士につきましては、今ご説明しました基準による職員の配置以外に、当町では2名程度の加配をしております。俗に言う、どのクラスにということではなくて、加配をしております。

それから、特別に支援を要する児童に関しては、医師の診断等がなくてもその状況に応じて一人につき1名の加配をしておりますので、決して国の基準どおりにすべて対応していることとは思っておりませんし、できる範囲、我々としては努力をしているつもりでございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

まあ、あれですね、ほかの市町村から見ますと手厚い保育の体制は取ってくれると、自分もそこは、少しですけど理解はしてるわけですが。

それでもですね、加配の者を、これはもうやって当然であると自分は思っているんで、そこは特にあれながですが。いずれにしてもですね、先ほども申し上げました数字に出るわけでない、形にでるわけではない部分ではあるがですけど、1歳児、2歳児、初年度、6人見るっていうふうなことは、ちょっと無理があり過ぎると思います。それで、将来的な子どもに弊害が生まれるんじゃないだろうかと、自分は思ってます。

その部分ですね、もう一度よくその保育所の方、1回とかじゃなくて何度か行っていただいて、現状をもう少し把握していただいた上でですね、検討できる部分があればぜひともですね、子どもたちのために、将来のために。将来のためってことは、子どもの将来ってことは黒潮町の将来でもあることですので、そのところはぜひともですねお願いしたいと思います。

4月、忙しいとは思いますが、数回行っていただけませんかでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

保育所には、特に所長さんといろいろお話をしなければならぬ状況が生じたときには保育所に出向いて、その時間クラスを回って、子どもたち、あるいは保育士の状況等を普段から見させてもらっているところです。

それから、新年度になりましたら、学校についてはこれまでも転入してきた先生方の顔を知らなければならぬということ、それからそれぞれの教科、担任のクラスの状況等を見させていただかなくちゃいけないということで、私個人としての学校訪問をさせていただくわけですが、それに併せまして、新しく編成替えになった各保育所のクラスの状況等も含めて、保育園回りをさせていただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。ぜひ継続して行っていただきたいと思います。

それで、ただ、子どもたちがお昼寝して寝てる時間であるとか、そういった部分では見ても仕方ないというか、自分としては意味がないと思いますので、先ほど来言ってます食事時、寝るまでとか、そんな時間帯を狙ってですね、ぜひとも行ってもらったと思いますので、よろしくお願いします。

この質問は、これで終わりたいと思います。

昼になりました。

議長（山崎正男君）

浅野君、質問の途中ですが、この際、休憩にしたいと思います。

構いませんか。

（浅野議員から「はい、結構です。はい」との発言あり）

それでは、この際、1 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 59 分

再 開 13 時 30 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

浅野修一君。

12 番（浅野修一君）

それでは午前中に引き続きまして、第 3 問目から入りたいと思います。

3 問目と致しまして、防犯対策についてでございます。

カッコ 1 と致しまして、保育所および小中学校への防犯カメラ設置の現況と今後の対応、対策を問うについてでございます。

この件に関しましては、教育委員会の方から各方面に投げ掛けをしていただいているようなので、本当感謝を致しております。ありがとうございます。

しかしながら、皆さんご承知のように、ついこの間も土佐清水市の方で強盗事件がありました。郵便局を襲うという強盗事件もありました。本当、この田舎では考えられなかったようなことが、今、まさに起こっているわけでございます。

また、その折にもですね、この今回提案といいますが、お聞きしております防犯カメラの解析によりまして、それが多分大きな要因の一つであろうかとは思いますが、早期解決につながったのではないかと考えております。

それもございまして、この質問に至ったところでもあります。

当町であっては本当困るといいますか、いけないことではあるのですが、今、本当都会も田舎も全く変わっていないとか同じような事件が起こっておりますんで、そういった意味も含みましての質問でございます。

答弁の方、よろしく願います。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の、保育所および、小中学校への防犯カメラ設置の現況と、今後の対応、対策を問うについてお答えを致します。

議員ご質問の、町内の保育所と小学校および中学校で現在、防犯カメラを設置している施設はございません。

しかしながら、平成13年6月8日に大阪教育付属大学池田小学校に刃物を持った男が侵入し、幼い1年、2年生児童を次々と突き刺し、その結果、8人の児童が亡くなり、13人の児童と2人の教員が負傷するという悲劇が起こったことを覚えておられると思います。このような事件は、どこで発生してもおかしくない状況にあると思います。その後、池田小学校は毎月8日を安全の日と設定し、避難訓練や安全点検を行い、安全意識の向上を図っておられます。

また、防犯設備におきましては、門は1カ所だけとして警備員を配置し、そして、高いフェンス設置や校内各所に設置された防犯カメラ、そして校舎内には至る所に非常用押しボタンを設置して、職員室で集中管理がされています。

黒潮町内の保育所、小中学校でも同じような施設整備は困難だと思いますが、防犯カメラを設置することにより、侵入者の早期察知にもつながると思います。

ただし、設置費用が多額であるためすぐには実施できませんが、施設整備の補助金など有効な財源の確保について研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

平成13年の大阪の池田小学校の実例を挙げていただいて、答弁の方お願いできたわけですが、本当にこれはあっては困るわけですが、いつ何時起こっても、今はほんとおかしくない時代であります。

当町としてもですね、そういった対策は取っておかなくてはならないと、自分は考えております。今も次長の方からもありましたが、各学校に先ほど言っていたその防犯カメラ完全実施とか、非常ボタンを付けるとか、そういった部分まではなかなか、おっしゃったように経費の関係もあろうかと思えます、すぐにどうできるものではないと自分も思っております。

しかしながらですね、今回質問に挙げてます防犯カメラについてはですね、せめて各校に有効と思われる所。しかも、その隣接する民家などには影響を及ぼさないプライベートを重視した対応が必要と考えるところでもあります。

次長言われたように補助金制度の方もですね、県であるとかあろうかと思えますんで、そこはもう有効にぜひ利用していただいて、できるだけ早い時期の設置というものをお願いしたいと思えます。

聞くところによりますと、三浦小学校と佐賀駅でしたかね。の方には、近々というふうなことです。そちら2カ所だけだと思いますが、ほかにもあったら教えていただきたいですし、設置時期を教えてください

か。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、浅野議員の再質問にお答え致します。

予算要求をただ今しております子ども見守りカメラについてでございますけども、これにつきましては通学路の防犯対策と致しまして、31年度の予算で2機分の設置を、ただ今要求をさせていただいています。

それにつきましては、6月の定例議会の一般質問におきまして浅野議員からのご質問をいただきまして、それでお答えをさせていただきました。それをですね、地域の皆さんにご理解をいただきながら順次整備をしていくということで、お答えをさせていただいたと思います。そのためですね、各小学校と中学校へ地域の皆さんと一緒にですね、通学路の安全点検を昨年の7月から8月にかけて、教育長の支持の下ですね、各学校で行っていただきました。

その結果、交通安全対策のほか、防犯カメラの設置が必要と思われる個所について出されまして、それを精査致しまして、土佐くろしお鉄道の佐賀駅下のトンネル周辺と三浦小学校前の十字路付近の、2カ所という形にさせていただいています。

取りあえずこの分につきましては、予算可決後すぐに補助金の申請を致しまして、補助金の決定をいただきましたら、直ちに組みたいというふうを考えております。

そのほかの防犯カメラにつきましては、順次予算が必要なことでございますので、計画を立てながら、地域の皆さんの合同点検を踏まえながら、実施してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

本当に子どもたち、それとあの子どもたちだけでなく、町民の方のためにもなろうかと思っておりますので、本当にありがたいことだと思います。本当にありがとうございます。

今後もですね、先ほど来言ってますように、各学校への設置も必要かと思っております。いろいろな問題点はあるかと思いますが、その点、解決でき次第というか、要望も含めてですね、要望があれば検討をしていただいて、ぜひとも早期のできるだけ。予算もあるんで、なんぼでもいうわけにはいかんわけですが、できるだけ多くのそういった管理下による設置で、当然、抑止力にもなることであります。それと、あつては困るがですけど事件であったりというのも、その早期解決にもつながろうかと思っておりますので、ぜひともその点は今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

それですね、自分の思っているかあれながですけど、まずは公共施設の部分に早く設置すべきと考えてこの提案をさせていただいたわけで。ただ、町中というか町内にもですね、暗い、夜になると暗い場所であるとか、人通りが少ない、車もあまり通らないとかいった道もあろうかと思っておりますので、そういった部分への配慮の方も、ぜひ今後も続けていただきたいと思っております。

一つ確認させていただきたいがですけど、ほかの三浦と佐賀以外には、今のところ挙げた所はありませんか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長(藤本浩之君)

それでは、浅野議員の再質問にお答え致します。

実は、通学路安全対策合同点検というのを先ほども実施したという形の方で申しましたが、これは、今年の5月に新潟市におきまして、下校途中の児童が殺害されるという痛ましい事件が起こったことを受けまして、それで登下校中の子どもの安全確保に関する閣僚会議がありまして、それで登下校防犯プランというのが通知されました。これを踏まえまして、教育長の方からですね、夏季休業終了までに保護者や地域の皆さんと合同の点検を行いなさいということで指示を致しました。

その結果、各学校から交通安全に関する事、それから防災に関する事、それから防犯に関する事という形の部分で危険箇所が点検されまして、その結果を踏まえまして、10月に国土交通省はじめ各道路関係者の皆さんにご参集いただきまして通学路安全対策連絡協議会を開催して、その対策を行ったわけでございます。

その中で、防犯に関わる分につきましては33カ所出ました。そのほとんどが防犯灯でございました。

それで、防犯カメラに関する事につきましては、5カ所が出されておったと思います。

以上でございます。

答弁が漏れておったと思います。

既存のものも含めて、5カ所ということでございます。

議長(山崎正男君)

浅野君。

12番(浅野修一君)

今の、ちょっと分かりにくい部分があったけど。

既存の分といいますと、入野駅、佐賀駅のことだと思っております。

それで、防犯カメラ5カ所言いましたよね。

ちょっとその点、もう一度確認させてください。

議長(山崎正男君)

教育次長。

教育次長(藤本浩之君)

すいません。再質問にお答え致します。

解答の方が少し不明確でございました。

既存のものでなくて、既に予算化をしておるものを含めて5カ所ということでございます。

ですから、三浦小学校の十字路と、それから佐賀の駅の下のトンネルの所を含めて5カ所ということで。あと、3カ所が別の所で挙がっておったということでございます。

以上です。

議長(山崎正男君)

浅野君。

12番(浅野修一君)

はい、分かりました。

その3カ所についてもいろいろと、調査であったり、その周りの環境を見ることが大切やと思いますんで、そのへん、またプライベートな部分にはしっかり配慮した配置とかをお願いしたいと思います。

それで、思うがですけど、そのカメラ設置するにしても、有効な部分が映るといふか。有効言うたらおか

しいですかね。しっかり映るような配置であるとか、そういったことも考えるべきだと思いますので、その点も重ねてお願いしたいと思います。

順次いきますか、ほかからも新年度2カ所で、あとプラス3カ所あるわけですから、ほかにも順次あるかどうかともありますが、予算のことも当然あるわけですので、その範囲内いきますか、住民、町民の方の安心安全のためにお金をどれだけ掛けたら、掛けるべきではないかというふうなことで進めていただきたいと思いますので、その点も含めましてよろしくお願い致します。

この件については、以上で終わりたいと思います。

続きまして、最後の4番目ですが、虐待問題についてでございます。

カッコ1と致しまして、教育委員会は虐待問題をどのようにとらえ、どう対応するかを問うについてでございます。

皆さんご存じやと思いますけど、千葉県野田市の小学4年生、自宅で亡くなるというふうな事件がございました。またその後、いろんな痛ましい事実なんかも明るみになっております。

自治体や監督部署の対応のまずさが、今回の事件では問われておるわけですが、保護者は保護責任といえますか、が当然あるわけで。その権利いきますか、権利主張をものすごく強くした結果の事件が、この事件であろうかと思えます。

そこで、断固としてですね、自治体はそのことに対して対応できるのかできないのか、するのকাশないのか。それが境目といえますか、事件になるのかならないのかの境目やと自分は思っております。そういった思いでの質問でございます。

執行部の見解をお聞きします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、浅野議員の虐待問題に関するご質問にお答えを致します。

児童虐待の深刻化を受けて、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行されましたけれども、それ以降も全国各地で深刻な虐待事例が続いたことから、これまで数度にわたって、文部科学省、厚生労働省等関係省庁から通知、通達がされ、さらに関係法令の改正や整備がされてきましたけれども、ご存じのように、養育者の虐待によって幼い子どもの命が失われる事件が続いており、また、虐待の様子がネット動画等で拡散され、保護者が逮捕されるような事件も報道されているところです。そのたびに、胸が締め付けられる思いが致します。

このような状況を受けて、超党派の国会議員で児童虐待防止法改正の今国会成立を目指しているとお聞きをしました。親権の乱用を防ぐこと、児童虐待防止法に体罰禁止規定を設けること、児童相談所の機能を強化することなどが検討をされているようです。

それらはどれも間違いではないと思いますけれども、大事なことは、児童たちが必死で発したSOS。それは、私たち大人全員へのSOSであり、その結果、子どもたちの命を守られなかったのは、私たち大人全員の責任であるということを、皆が自覚することではないでしょうか。

昨年来、子どもの命が失われる事件が続いております。3月、5歳の女の子が、親から虐待で亡くなった事件。5月、下校途中の女子小学生が殺された事件。6月には、地震で倒れた学校のブロック塀の下敷きで小学生が亡くなりました。7月には、校外活動から帰った小学1年生の男児が、熱中症で亡くなりました。

虐待だけでなく、事件や事故、いじめや環境の問題など、子どもが命を失う原因の責任は、全て大人にあり

ます。私たち大人が十分な対策と対応を取っていれば、失うことがなかった命です。私たちは、そのことを自分自身の心に深く刻まなければいけないと思います。それらは、私たち大人へのさまざまな警告でありメッセージであると認識し、常に私たち、自分たちの問題としてとらえ、日々の取り組みの点検と意識の向上に努めなければいけないと思っています。

また、虐待は学校や関係機関だけで防げるものではなく、どうしても地域の皆さまのご協力や見守りが必要です。虐待、あるいは虐待の疑いのある児童を発見した場合には、児童福祉法第25条において、公の機関に通告しなければならないとされており、町民の皆さまで、そのような場面に出くわされた場合は、ためらうことなくご連絡をいただきたいと思っています。

さらに、子どもたちが健やかに育つために最も大事なことは、虐待が起きない幸せな家庭、幸せな地域をみんなで作ることだと思います。町民の皆さまには、子どもたちの教育を学校任せ、家庭任せにせず、全ての大人が子どもたちを育む意識を持っていただくことをお願いしたいと思います。

そのために、本年度、黒潮町が掲げました黒潮町総合戦略第3部教育基本計画の戦略の柱である、子どもの成長に地域総がかりで積極的にかかわり、ふるさと貢献意識を育てる取り組みを、今後も展開してまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

本当に教育長の今おっしゃったこと、本当に大切なことであると自分も思います。

今後もですねそういった方向性いいですか、しっかりした大人の考えであり、思いで子どもたちを守る体制づくり。これにはもう、日々頑張っていたきたいと思います。

時間が少しなくなりよりですが。

ここで、県の方の文書で一つだけご紹介させていただきたいと思っています。

市町村の虐待相談の流れっていうことですね、通告の受理という部分がありまして、読まさせていただきます。市町村の通告の受理機関です。

各市町村は、第一義的な児童家庭相談窓口であり、虐待通告先としても位置付けられています。特に子どもに関わる福祉、保健、教育分野の各部署は、地域における児童虐待通告受理後の初期対応の中心機関ということになります。また、身近な相談機関として、虐待を受けている子ども本人からの相談を受ける可能性もあります、とあります。

そのとおりで、実際もですね、特に教育委員会の方はその学校関係、保育所関係でこういった問題があるときには、一番の最後のとりでと申しますか、町内の最後のとりでいいですか。そういった機関であろうかと思えますので、強い気持ち、強い心で、ぜひとも対応をしていただきたいと思っています。

それで、一個お聞きしたいのですが。

幡多の方に幡多児童相談所あると思いますが、そちらとの連携はどのようになっていますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

幡多の児童談所との連携ということですが、子どもたちを守る地域のネットワークとして、黒潮町要保護児

童対策地域協議会を設置しております。その中でですね、幡多児童相談所の職員のメンバーもおります。

メンバーとしてはですね、幡多福祉保健所、中村警察署、教育委員会、保育所、学校関係者、社会福祉協議会、各事業所関係などとなっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番(浅野修一君)

組織としては、今言われた児童相談所であるとか福祉保健所、警察署とかその他の組織が集まってのことだと思いますが。

そちらとの連携といいますか、連絡であったり、その会であったりとか、そういった部分を教えてもらえますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長(川村一秋君)

それでは再質問にお答え致します。

先ほどの黒潮町要保護児童対策地域協議会はですね、虐待の相談を受けた場合、最初にその中の組織として個別検討会議と、それから実務者会議と、それから代表者会議。この3つの行程となっております。

個別ケース検討会は、構成員として要保護児童等に直接関わる、関わりを有している担当者、および今後関わりを有する可能性がある関係者となっております。

それから実務者会議は、構成員のうち、実際に活動する実務者。それから、代表者会議は構成員の代表者となっております。この中に、児童相談所の方もあります。その相談を受けたケースで協議、それから今後どのように対応していくかなどをずっと検討をしていくわけです。

以上です。

（浅野議員から「いや、会議に出席したりしてますかっていう」との発言あり）

そうです、会議に出席しております。

以上です。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番(浅野修一君)

こういった、公的な機関との連携っていうのも本当、大事になってこようかと思います。

野田市の場合には、教育委員会、それと児童相談所が折れてといいますか負けてしまって、あのような痛ましい事件につながったこともありますんで、この黒潮町では絶対そういうことがもうないと言える、そういった組織づくり。それと、連携できるだけのチームワーク。縦も横も情報を同一に持てるような、そういった組織をぜひともつくり上げていただいて、子どもであったり、ご高齢者であったり、障がい者であったり、そういった弱者の方を守る。そういった確固たる体制をですね、今後もつくっていただきたいと思います。

それを切望して、私の今回の質問の方を終わりたいと思います。

今日は、花粉症ですみません。ズルズルお聞き苦しい点ありましたことをおわび申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

質問者、矢野昭三君。

4 番 (矢野昭三君)

それでは発言をさせていただきます。

1 番目の介護福祉についてでございます。

平成 29 年度の要支援、要介護者数に対し、介護員の充足を問う。どれだけ充足率ですかということでございます。

議長 (山崎正男君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは矢野議員の一般質問の 1、介護福祉についてのご質問のカッコ 1 の、平成 29 年度の要支援、要介護者数に対して介護員の充足についてお答え致します。

まず初めに、平成 29 年度の要支援、要介護者数についてお答え致します。平成 29 年度末、平成 30 年 3 月 31 日現在の要支援、要介護者数は、要支援認定者数 139 名、要介護認定者数 718 名で、合計認定者数は 857 名となっております。

次に、要支援、要介護認定者数についての介護員の充足についてお答え致します。要支援、要介護認定を受ける場合は、必ずしも介護サービスを利用する方だけが認定申請をするものではなく、介護保健の住宅改修や福祉用具の購入をすることで、在宅での生活を継続するために申請をされる方もおります。介護支援専門員は、介護サービス利用者や、その家族にどんなサービスを望むかを確認した上で、介護サービス利用者に必要なサービスの提供を行い、その提案を受け、利用者やその家族、そして介護サービス提供事業者や関係者等で介護サービスが適正かどうかを判断する会議を行い、介護利用者のサービスが決定されることとなります。そのことから、要支援、要介護認定者は何人いるから介護員が何人必要というのではなく、介護認定者に適正な介護サービスが提供されるかどうかということになります。

また、介護支援専門員は、受け入れ可能な町内の事業所や近隣市町村の事業所に介護サービスの提供依頼をしていきます。現在のところ、必要な介護サービスが提供されていることから、介護認定者に対し介護職員は確保されているものと考えております。

以上です。

議長 (山崎正男君)

矢野君。

4 番 (矢野昭三君)

この 29 年度の業務報告がございますが、この中を見るとですね、全部言うわけにはいきませんので、最後の方で人口の減少や高齢化による支え手の人材不足、および支え手の後継者不足は以前として大きな課題として残っている、という集約した部分があるんですが。

今までずっと、この介護のことについて私の方へお話をいただく分については、介護職員が不足しているんだというお話がいただいております。その点はですね、これ、まあ言うたら十分な手当てができておるといようなお話、今答弁であったんですが、隣町なんかへ聞きましたら、そういう介護職員の事業所が 2 つあったんだけど、1 つになった。人の待ちどころじゃない、というようなお話も承っております。現実はどうなのかというところが私は疑問に思っておりますよ。

で、そこの点があったので、まず、この足りておるといふ答弁ですけど、なかなかそのまま、はいそうです

かと。働いておる方の声をお聞きしても、何かそれが足りておるといふようにも伝わってこないし、どこがどうなっているのかなあと。

そこでですね、カッコ2番のですね、足りているということであれば、あまりそうすることもないかとは思いますが、一応ですね。これは去年の10月29日付の高知新聞の記事ではございますが、このときに介護入門研修16都府県だけという見出しがあつてですね、就労促進策の出足低調と。高知県、ほかもありますよ。高知などですき、30道府県はそういった研修する予定がない。そういう記事が出ておるわけです。

十分なお世話ができる体制があつての上であればいいんだが、果たしてそうかなという部分があるので、平成29年度の介護員増員対策はどのようなことを行つたのか、一応念のために問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の1、介護福祉についてのご質問のカッコ2、平成29年度の介護員増員対策について、通告書に基づきお答え致します。

平成29年度に第7期高齢者福祉計画介護保健事業計画の作成に当たり、町の介護保健事業を行う事業所に介護員等の状況確認をする中で、町の訪問介護事業所に勤務する訪問介護員の年齢が、平成30年3月末時点で60歳以上の方が7割を占めておりました。今すぐには困りませんが、近い将来には退職する方が出てくるのではないかと。そのときには訪問介護サービスにも影響があるのではないかと。そして、現在もずっと訪問介護員の募集はしているものの、応募者がいない現状があることを確認しました。

そこで、サービス提供ができていながら、訪問介護のサービス提供ができる介護職員初任者研修修了生を育成する必要があるという整理を進めてまいりました。現在、この介護職員初任者研修を行っている市町村や事業所を確認したところ、実際の方法は各市町村や事業者によりさまざまございました。黒潮町ではどういふ方法で実施するのが一番良い方法か、また費用対効果を考慮し、平成29年度から平成30年度にかけて検討し、実施の方向で課題整理を進めてまいりました。

また、増員対策ではありませんが、介護職員の負担低減を目的として、平成29年度は介護ロボット等導入支援事業特別交付金の交付を受け、導入希望のありました1事業所が、見守り支援ベットシステム3機を購入しました。このことにより、購入した事業所からは職員数の少なくなる夜間帯の事故に対する精神的負担が軽減されるなどの効果が報告されております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

不足してないという前提での答弁ですので、まあそういったことかなと思うんですが。

次にですね、3番目ですね。平成30年度高齢者福祉計画、介護保険事業計画は、要支援、要介護者に合わせて計画をしていますか。

問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の1、介護福祉についてのご質問のカッコ3の、高齢者福祉計画、介護保険事

業計画について、通告書に基づきお答え致します。

第7期黒潮町高齢者福祉計画介護保険事業計画は、町の人口推計、高齢者数の変動状況、要介護認定者数の変動状況、介護給付費、実績額、各事業所数、介護保険制度による事業所の転換状況、および黒潮町外の介護保険事業所の影響などを数値化し、今後の3年間で黒潮町の介護保険給付費がどれだけ必要かを見込んで計画を作成しております。

また、黒潮町の行うさまざまな予防事業や地域の集い等も大切な資源としてとらえ、それらが今後どのように介護保険事業に影響してくるかも考慮しながら計画していることから、要支援、要介護認定者を十分配慮した計画となっているものと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

この平成30年3月に策定した計画で見ますと、これはサービス提供事業者等の調査によりますと、人材の確保が難しいと。人材育成が難しい。そういったことが大きな課題として挙がってきておるわけですね。

で、人材の確保が難しいという、これは法定委任でございまして、議会は関係なく執行機関が作った書類ですよ。人材の確保が難しい、育成が難しいという、そういった部分もございまして、なかなかこのへんが私が今までお聞きした中では、こういった部分が正しくこの計画には載っておることではないかなと思って拝見したわけです。

それですと、その後を見てもですね、居宅サービスとかいう所でも、これは何ですか、訪問入浴介護の項目から見ても、29年度が5,925。これはちょっと人数だと思うんですが、この表の作り方がちょっとあれですね。それから、次のこの30年度計画が3,316で、がくんとこう下がっておるんですね。これは、だから思うのは、77ページです。で、これ実際、要支援、要介護者に合わせた計画なのか、介護職員、介護員に合わせた計画なのか。このへんがですね、先ほどからの答弁をお聞きする中でこのへんがちょっと疑問になりますので、ちょっとそのへんを答弁願います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長（川村一秋君）

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

介護保険事業計画の訪問入浴介護についてですが、29年度が特別金額と、人数も上がっておりまして、このグラフでいくとですね。それまで27年度、28年度それから30年度、31年度や32年度は、人数で5人。それから、30年度から32年度を平均して330万程度で横並びと思います。

27年度、28年度の実績もですね、230万、27年度が。28年度が250万。それから、29年度だけ590万と飛び抜けている形になっておりますので、一応平均ということで、今後の見込みということで計画をしております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ですからね、これは、この質問の方の通告は、要するに要支援、要介護者数に合わせて計画しているかどうかなんですよ。

例えば、お世話する必要があるという方があるのに、そのお世話をするという介護職員ですね、その方が対応できないくらい、要支援、要介護者がいるんで、がばっとう下げたのか。要は、困っている人に合わせてやる計画ですかということ聞きゆうがです、これ。困っておる人いうか要支援、要介護を求めている、そういう方たちに対して、この書類から判断していくと職員に合わせた計画ではないかなということ、そういうことの疑問があるために、質問しゆうわけです。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほども答弁させていただきましたが、介護給付費の実績額、介護認定者数の変動等を考慮してということで、介護職員に合わせた計画ではなくてですね、介護認定者数と給付額等に合わせた計画となっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

今言ってるのはね、この 29 年度はほぼ実績だと思うんですよ。お金で 592 万 5,000 円ですか。11 人。それは多分、29 年とほとんど変わらない数字だと思うんですよ。それがいきなり 30 年にはガーンと下がって、お金で 331 万 6,000 円。人数で 5 というのは半分以下ということですね。

全体的に地域社会を見たときに、そういう介護を求めているという人は多くなってくると考えておるんですよ。横ばいか、多くなるか。これだけ一気に半分以下に下がるということは普通考えられんので、それで質問しておるんですが、ちょっとそのへんはあれですか。そういうところがあって私は、本当に要介護者、要支援者の希望に添ったサービスができておるかという部分。

そこもう一回、ちょっと確認させてください。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

計画を作成時に、先ほども申しましたが、高齢者数の変動状況、介護認定者数の変動状況、それから介護給付費実績額、それから事業所数等ということですので、そこを考慮しての計画ということになっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

答弁せっかくいただいてもなかなか腹が張りにくい答弁ではございますが、一応その質問が要介護者に合わせて計画をしているかという質問通告でございますので、それはそういうことであったということで置きます。

次にですね、4 番として、平成 30 年度介護員の増員、就労対策はどのようなことを行ったか。

また、平成 31 年度はどのような増員対策を行うか。

問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の1、介護福祉についてのご質問のカッコ4、平成30年度介護員の増員、就労対策は。また、平成31年度の増員対策について、通告書に基づきお答え致します。

平成30年度につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、介護職員初任者研修を実施する方法等の整理、および県補助を受けるための事前準備を行って来ました。そして、平成31年度には県の補助金を受け、黒潮町で介護職員初任者研修を実施する方向で、本議会に予算計上を行っているところです。

この介護職員初任者研修は、申込者が4人以下の場合は町では実施せず、近隣の市町村や事業者が行う介護職員初任者研修を受講し資格を取得した方に対し、受講料の一部を補助する方法で行いたいと考えております。また、申込者が5人以上いた場合は町が実施し、受講者が負担する受講料を負担しやすい金額設定にする予定です。

一人でも多くの方に介護職員初任者研修修了資格を持っていただき、今後の貴重な介護職員としてご活躍いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

実は今まで、12月議会でしたか、この介護職員のことについてどのように取り組みますかという、人材が十分確保されていないんだという話の中でですね、いただきました答弁というのは、大部分は事業者へ相談するという事だったので、それは相談はしておりますが。

この前言ったように、これ黒潮町が事業主体でございまして、この計画というのは。人が介護に当たられる職員さんが少ないから、よその町は2事業所が1事業所になったとか、その人んとかやないとかいうお話もいただいたわけですが。

そういう中で、黒潮町は直接介護職員を採用することも可能ながですね。これ通告してないですけど、常識の話してるんですよ。課長にしたら常識だから。民間企業にやってくれ、やってくれだけの話でいいのかと。今までの話はざうっとね、12月までの質問の中でも私が質問しよったのは、介護に当たる職員さんが不足しておると。隣の町は去年もですね、30年度ですか、単費でもってその育成に当たっておると。研修事業に予算を使っておる。しかし、その希望者、参加する、研修受ける希望者というのは、現在就労されておる、介護されておる方が、その研修を受けていただいております。その研修を受けていただくと給料が上げれる要件が、一つの要件が整うということのようでした。わが町はそれやってないんですね。そこらあたりがですね、どこが違うかなと。

ほんで、仮に町営でできなくってもですよ、ほかの町内にある団体にお金を出して、そういったことをお願いするということも可能ながですね。でも、そのへんのやり方というのは一つの町行政の政策の根幹に関わる分ですので、そう軽々にどうだこうだと言えないということは分かりますが、介護職員を希望される方が少ないということはずうとこう聞こえてきておるのに、どっかの業者に相談するとか。この前出とったのは、チラシが回ってきまして、介護職員募集しますということで、私の記憶では去年2度ほど来たかなあと。それで、どれだけの成果があったのかお聞きしてないですけど、それはうちの社会福祉法人が固有の事務としてやっておるんだと。町から委託してやっておる事業ではない。ここらあたりがですね、もう少し社会福祉を充実して

いかないと。大部分のご高齢者は、在宅で生活したいという声が強いです。国の方向も在宅の方向ということは、もう皆さんご承知のとおりで。それを、その方向で町の運営でするとなると、当然お世話をする必要がありますので、お世話する職員の体制整備を図る必要がある。

包括支援センターは、あれ民間でもできるんですよ。黒潮町はね、町営にした。何で町営にしているのか。それは、それだけの意気込みを私は町民に示した、そういうことかなと思っておるんですよ。だから、その包括の中に介護職員抱えることも、やろうと思うたらできるんですよ。今の、この前の答弁なんか見よつても、全部業者に相談する、業者に相談するということで、黒潮町、この福祉行政がどう考えるという根幹の部分のお話しがされてないんですよ。町が主体性を持って介護職員を確保していくのか。民間団体をお願いにするというのはいやね、民間団体ができないと言ったら、それでおしまいなんですよ。それでは住民が困る。このところをきちっと、黒潮町としてこうするんだというものが、私もっと強いものがいただきたいわけです。

それが住民の要望に応えるものであると思うんですが、いかがですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

町で介護職員を雇い、介護サービスの充実を図ってはどうかというご質問ですが、市町村で訪問介護サービス事業所をするためには、居宅サービスの中に訪問介護サービスが含まれております。居宅サービス事業所の指定を受けるには、原則として都道府県知事の指定を受けた指定居宅サービス事業者が行います。原則として申請者が法人であることとなっており、高知県指定居宅サービス等の事業の人員、職員、および運営に関する基準等を定める条例第 281 条では、法第 70 条第 2 項第 1 号の法令で定めるものは、法人であるものとする規定されております。

地方自治法第 2 条で、地方公共団体は法人とすると規定されておりますので、町が居宅サービス事業所の指定を受けるために都道府県知事に申請者として申請し、指定を受けた指定居宅サービス事業者となればですね、町で人員を雇い、介護事業所として運営はできるということになっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

いや、だからそれはね、高知県下あちこちやってんですよ。その介護職員を直接雇って介護サービスをしておる自治体もあるわけです。それは私、分かっているんですよ。

だから、黒潮町としての主体性はどうかということをお聞きしよるわけですよ。黒潮町、法人ですよ。それは言われるとおり、間違いない。だけど、私が言いよるのはそれだけの意気込みを持って取り組むという考え方ですね、まずはないと。これは前の答弁いただいたときには、お金が何だかんだいうような、余計要るとかいうようなお話もあったんですけども、それはそうやないんですね。必要なサービスに対しては国費が入ってくるんですね、給付費がね。正確な、ちょっと言葉はよう言いませんけど、サービスしたことについてのその費用は国から返ってくるわけですよ。だから、それは地方公共団体がやろうとも、民間の団体がやろうとも、そこは変わらないと思うんですよ。

私が一番言っておるのは、そこで働く職員さんがどうにも少なくて困る。何でかな、というところがあるのが一つね。

それと、やはり給料が安いということは、いろんな方からお聞きました。そのへんは次のところへ移らないけません。

まずは、いきなりこの場で町営ですとかせんとかいうことは、返事ができんがは分かってるんですよ。ただ、町が目指す方向ですね。そこはね、やっぱり主体性を持った答弁をいただきたいわけです。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほど、町が人員を雇うということ、介護職員を雇うて介護の充実を図ったらどうかということですが。町としてはですね、まず、何回も申し上げますが介護職員初任者研修を行ってですね、やっぱ人材、この資格を取ってもらうと。この人材を多くの方に資格を持っていただいてですね、一人でも多くの方に介護の職場へ就いていただきたいという考えであります。

それから、町で事業所の考えはないかということですが、今現在、居宅サービス事業所で各事業所で介護サービスを提供をいただいております。そのような状況ですので、居宅サービス事業所が現在ある時点でではですね、町営で居宅サービス事業所を行うという考えは、今のところ持っておりません。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

先ほどのいただいた答弁の中で、職員研修、介護職員の初任者研修を行うというようなお話でしたが、それはいつをめどにやるんですか。4 人未満であれば、何か町営ではできないというお話があったんですが。その見極めはいつまでにやるんですか。例えば募集の締め切りとか。

そして、例えば1人になる、4人に満たない場合ということやったけど、じゃあ1人はどうなのか、3人はどうなのかとあるんですが。

そのへんはどうですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

今議会へも予算の計上をさせていただいておりますが、初任者研修を町が行う場合ですね、約175万ぐらい必要です。そのために県の補助金を申請して、30年度に事前に申し込みをしてですね、その県の補助金が内示が来た時点ですね、決定が来た時点で研修の方に進めていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

3人でも1人でも、どうなるんですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

すいません、答弁漏れがあったということで。

先ほどの答弁で、4人以下の場合は町では実施しないと。それから、5人以上の申し込みがあったときに町で実施という答弁をさせていただきましたが、先ほども町でやる研修を行うのに175万、約必要ということで。少ない人数でしたら、費用対効果ということが考えられますので、4人以下の場合は町では実施しないと。

ただ、町では実施しないが、ほかの市町村でやってる研修を受けて修了した、申請をいただければですね、その負担金とか受講料の補助をしていきたいという考えです。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ほかの市町村ということですが、ほかの市町村というのは、隣もあればですね、隣がやらない場合はどこまで隣という扱いでやりますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

一応、県内ということで予定しております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

それではですね、次の5番へ移りまして、大変厳しい労働条件にある介護員の処遇をどのように考えているか問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは矢野議員の一般質問の1、介護福祉についてのご質問のカッコ5の、介護員の処遇をどのように考えているかについて、通告書に基づきお答え致します。

厚生労働省、総務省による平成30年9月の社保審、介護給付費分科会の資料によるアンケート等では、介護離職した原因等について給料面を理由にしたものは第6位、第1位は職場の人間関係、次いで結婚や妊娠、出産、育児、法人の事業所の理念や運営の在り方に不満があったとなっています。

平成29年度の厚生労働省職業安定業務統計、総務省の労働力調査によると、介護関係の職種の有効求人倍率は3.50倍、全産業の有効求人倍率の1.50倍となっており、依然として高い水準にあることから介護職員が求められています。

そこで、国は、介護職員の処遇改善につきまして介護保険制度の中で改正が行われており、来年度の消費税の増税に合わせて、10年以上継続して勤務している介護福祉士に対して、月額8万円の処遇改善を行うことを決定しております。介護職員の処遇については、介護保険制度の中で行われていることから市町村ができることは限られております。

町と致しましては、介護職員の確保について、来年度に計画をしております訪問介護、ヘルパーの資格取得

のための介護職員初任者研修だけとなっております。

今後、他の市町村や県から情報を得ながら、黒潮町としてほかにできることがないか検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

その初任者研修を受講したことによって、給料がどれくらい上がるという見込みですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

この初任者研修を受講したからといってですね、給料の計算までは町の方では行っておりません。あくまでも、ヘルパーというか、訪問介護の資格を取っていただくと。多くの方に資格も持っていただき、介護職員として一人でも多くの方に担い手役をいただきたいという考えで、介護職員初任者研修の方を実施をすることにしております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

処遇は何も考えてないということでおるわけですか。

処遇というのは、そういう初任者研修を重ねても、その給料というのは上がる見通しはないと、そういうことなんですか。今の答弁は。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

資格を持っていない方が資格を取れば、当然その事業所の方での判断になるとは思いますが、資格があることによって、給料がアップということにはつながるとは思いますが、はっきりと言って幾ら上がるとか、資格がない方よりかは資格があるの方が、給料が上がると考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

現実にそういう職種を希望される方が少ないというのは、私の耳に届く範囲、大方向正確な話であろうと思うんですよ。

当面は課長が言われたことであろうかと思いますが、それは今後はやっぱりですね、考えていただきたいなと。在宅で生活をしたいという方が多い、国もその方向にある。いよいよ在宅でできないときには、それは施設、病院へ行っていただくしかないわけですが。そこのところはね、ゆくゆく黒潮町福祉行政はこうなんだと

いう、そういったものも一本打ち出していただくことを期待しまして、今の質問は終わりたいと思うんですが。

次、6番目ですね。これ、町長から介護員などに感謝の意を表す考えがあるか、問います。

一つですね、黒潮町表彰規則なるものがあるんですよ。そういったものを活用して、私はあまり人がやりたがらない仕事。給料も安いし、さまざまな苦しい思いをしながら頑張っておる。そういう方に対してはね、やはり何らかの感謝の意を表す必要があると思うんです。

この規則だけでもし運用ができないということであれば、別途に、それ専用に規則などを作ってですね、私は感謝の意を表していく必要があると思うんですが、いかがですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは矢野議員の、介護員等に感謝の意を表す考えがあるかのご質問について、答弁させていただきます。

先ほど課長が答弁申し上げましたように、離職理由については多岐にわたります。あるいは、有効求人倍率の高止まり傾向等々を総合的に勘案されて、厳しい労働条件下にあるというご認識をお持ちであろうと思えます。

従いまして、一つ一つの課題解決に向けては事業所との連携ということになるかと思えますし、実際のところは、主体性は事業所に持っていただくということになるかと思っております。厳しい労働環境下にあるというのは議員と同様の認識をしているところです。また、感謝の意を表す、その場の設定についてですけれども、特定業種に個別にということはいさ少し難しいかも分かりませんが、現在、行政が開いております各施設職員に受講いただいております研修プログラムがございまして、その修了式等では、これまでも感謝の意とご慰労を伝えてきたところがございますけれども、引き続き慰労と感謝の意を、機会を踏まえてしっかりとお伝えしてまいりたいと思えます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

それではですね、次の2の空き家対策について質問致します。

空き家など対策の推進に関し、行政の体制は整っているか。また、工事をする周辺に対し十分な説明をしているか問います。

この空き家対策の計画自体はなかなか立派なものを作っていたいただいておりますが、これを運用するためには、この書類だけではできないわけでございまして、ご承知のように。さまざまな職種等の方々の力をいただくとか、そういうことを重ねていきながら、横の連携を取りながら、そのことに当たる必要があると思うわけです。そのへんが、結局住民がこれを問題をとらえたときに住民側から見分りやすい仕組みになっているかな、ここらあたりが一番の問題であろうかと思えます。

それとですね、例えば空き家の工事なんかしますと、音、騒音、それから埃。それからその辺へ道路の駐車。車が来ますね。で、通行に支障があるなど、また、近隣に病人の方がおいでする場合もございまして。私が知っている分については、その方も協力的な発言をずっとしていただいておりますし、協力していただいております。その方がお金を払って借りておる駐車場まで自由に使っているよとか、そういうことをも言っていただいております。その工事が済めば、きれいな家が目の前に現れるからそれはそれでいいんですが、それまでやっばり、その埃とかがございまして、やはり行政がですね、始めるときに一度は周辺に主旨説明に合わせてその

へんのお話しをして理解いただく方が、これからの黒潮町行政を行うについても良い結果をもたらす。そのように考えますので、そのへんの対応についてですね、今までしてきたこと、それから今後やるべきことを、ちょっとお答え願います。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康治君）

それでは矢野議員の一般質問の2、空き家対策についてのカッコ1、空き家等対策の推進に対し、行政の体制は整っているか。また、工事をする周辺に対し説明をしているかにつきまして、通告書に基づきお答え致します。

空き家対策の推進に関しまして、国は空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共福祉の増進と地域振興に寄与することを目的として、平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を設定致しました。その特別措置法には市町村の責務と致しまして、空き家等対策計画の作成、およびこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他空き家等に関する必要な措置を適切に講じるよう努めること、と規定されております。当町と致しましては、これを受けまして、平成29年3月に黒潮町空き家等対策計画を策定、公表し、この計画に基づきまして、空き家等に対する各施策を展開しているところでございます。

具体的な施策と致しまして、まず、除却につきましては、黒潮町老朽住宅除却事業を、活用につきましては、空き家情報提供システム、いわゆる空き家バンクを、また黒潮町空き家住宅改修費等補助事業、定住促進住宅事業といった事業をそれぞれ設けて行っております。

こういった事業を推進するために、町づくり課住宅係、企画調整室地域振興係におきまして、主幹または協力のもと、運用をしております。さらに、空き家活用にもつながる木造住宅耐震事業を主幹する情報防災課、南海地震対策係とも連携をしながら、各事業を進めている状況でございます。このように事業により主幹課が分かれていますので、情報等の提供をより図るため、各担当部署の担当が定期的に協議の場を設け、情報交換等を行っております。空き家に関する相談に対し、相談者のニーズに合わせて各関係部署で横断的に対応ができる体制を取っております。

次に、工事をする周辺に対し説明をしているかのご質問に関しまして、町が施工するものと致しましては、定住促進住宅事業の空き家改修工事等がございます。現状、周辺への説明につきましては、施工を進める中で、対象物件が立地する地区の区長さまに情報提供することで努めております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

周辺に対する説明というのは、その工事をする家の周辺の状況が、例えば大きな広い土地の中に一軒だけあるという場合と、非常に詰まった密集地帯である場合がございます。そういう隣がうんと空いてる所はまあまあえいわけでございますが、密集地についてはどうしても協力をいただかないと、工事が進みにくい場合が出てきます。そういったことをですね、よく周辺の状況なんかをよく見て取り組むようにしていただいたら、よけ出来上がった後はきれいになりますので、そういった面はより、町行政としては効果があるということになるかと思っておりますので、そのへんをよく注意して取り組んでいただきたいなと思ひまして、終わります。

それから次、3番ですね、産業の振興についてですが。

1番目はですね、温暖化が進行していますが、将来の農業の振興に新作物の研究をするか問います。

私、もうずっと農業のことについてもいろいろ教えていただいております方にお聞きしてもですね、昔いますか、北海道では稲は稲作できなかった。でも、最近はできるらしい。それも相当広い面積になっておるようです。結局すると、今ここでできておるものが、何年後か分からないけども、なかなか栽培できなくなるやろうというお話があって、その方も自力で何か新作物を探しておる、試験栽培をしておるといふ状況にあるということでした。

町も公社をつくって後継者対策には取り組んではおりますが、それは現在の作物に対するものでございまして、将来、言うたら10年先どうなるのか。20年先になってくるとなかなか想像ができにくくなるのでそれは難しいかなと思うんですが、10年先をにらんで、黒潮町のこの農業をどう展開するのか。そのへんの作物の選定などは行政が予算を執行してですね、取り組む必要があると思っております。

この点について質問致します。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは矢野議員の3のカッコ1の、温暖化が進んでいる中での将来の新興作物の研究を行うのか、のご質問についてお答えを致します。

高知地方気象台の観測による高知市の年平均気温は、2017年までの100年間で1.5度上昇しており、都市化の影響も含まれると考えられますが、高知県内でも温暖化の傾向が進んでおります。温暖化による農作物への影響は、コメの白濁化や果樹の着色不良等の高温障害や気温上昇による育成促進、野温上昇による加温経費の削減等さまざまな影響が考えられます。また、台風の大型化や洪水の発生等の自然災害発生リスクが上昇することなどもあります。

ご質問にあります温暖化に対する新作物の研究でございますが、高知県では農業技術センターで研究が行われており、水稻（すいとん）では、高温に強く食味に優れた、高育76号よさ恋美人の新品種に対する取り組み等も行われております。

現時点では、黒潮町が独自で温暖化に対する新作物の研究を行うことは難しいと考えておりますが、今後は、農業技術センター等の県、国などから情報収集を行うなど、新作物や現在栽培されている品目での対応策を考えていかなければならないと考えております。

また、今後は農家の方々からの情報提供や提案等もいただきながら、温暖化対策用の新作物を含めた新たな品目、品種への取り組みについて、町として何らかの支援ができないかを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

じゃあ、次へいきます。2番の、イワシ活餌事業による経済効果を具体的に問います。

先には、ころには日本の遺産ということで、カツオ漁、そういう活用して観光の推進にも当たるという大きな動きがございますが、漁業で漁獲を上げるには当然、船が要る、それで船で働く人が要る、燃料、そういったものが要るんですが、その上に餌がないと、どうもカツオというのは釣れないようございまして。

そういったことの一定の要件はわが町には整っておりますが、今までいろいろと努力してきたこの活餌について、どういったような経済効果が上がっておるのか、問います。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、3、産業の振興のカッコ2、活餌事業の経済効果に関する質問にお答え致します。

カツオ一本釣り漁業には活餌としてのイワシは欠かせません。カツオ一本釣り漁業の操業を支援し町内への水揚げを促進するため、平成26年度から、黒潮町活餌供給機能強化対策事業とし、この事業を実施してきたところでございます。

この協議会を主体とした活餌供給事業を実施しました昨年4月19日から5月9日の21日間で、活餌購入のために入港したカツオ船より、累計26隻で20トン、金額にして500万強のカツオの水揚げがありました。それだけでなく、燃油や氷の購入、船員の生活用品の購入など、カツオ船が入港することで生じる経済効果は幅広く存在します。

民間企業の経済活動でありますから、それら一つ一つの詳細な動向について把握することは困難ですが、燃油だけでもこの期間約110キロリットルで、900万強の高知県漁協の調べの販売額に達しております。

もちろん、カツオ船の直接的な消費行動以外にも、町内生産物の目玉であるカツオが町内で水揚げされ、流通されることは、卸売り業者や水産加工業、観光業、観光者など、関連する町内の事業者にとっても利益となっていることは間違いありません。幅広い経済効果をもたらしているという観点からも、活餌供給事業対策については今後も引き続き取り組んでいくと同時に、より安定的な供給体制の構築に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

それでは3番へ移ります。

公園計画などの見直し、屋内運動場など建設により、産業の振興に資することが急がれる。対応を問います。

これは公園計画もですね、もう何年来言ってるんですが、見直しですよ。都市公園のことですね。一向に、はかばかしく進むような空気が見えないわけで。これは塩漬けいいますかね、土地の問題を含めて。これはなかなか大きな課題ですね。これを早くですね、じゃあどうするのかということが急がれるわけです。

そして、具体的な提案をこれしてるんですよ。屋内運動場とか。これは平常時は運動もできるんだけど、非常時には避難所にも使えるもので、そういったことを含めた上の運動場ですね。それで、この佐賀の東公園の方にそういったものがないかということをお考えおるわけです。

前回のときにも、そのときは予告なしに発言したもので、その後室長からは、前もって聞いていただければええ答弁ができたに、残念なお話をいただきましたので、今回は通告をさせていただきましたので、そのようにええ返事があるか期待をしておりますが。

いずれにしても、投資したお金をそのまま置くのはこれ、何か、道路のことで言ったらB/C（ビーバイシー）とかいう投資効果のことを言いますが、これ眠ったままで、実際福利計算したらたくさん土地をたくさんお願いしてお金を使った。幾ら使ってるか分からないけど。それはですね、福利計算、またはそのお金を別の場所で運用していけばよ、これ相当の、もうけたことにはあるかも分からない。だから、予算執行してそのまま置くんじゃなしに、じゃあいかにしてこの投資効果を上げていくのか。いつまでそのお金を眠らせておくのか。そこはね、僕はこの黒潮町は栄えるか栄えんかの分岐点じゃと、そんなふう思うわけですが。全てという意味ではないですよ。そういったことの積み重ねが、町が栄えるかどうかのポイントになって

くと思うんですよ。

前回、急な質問で申し訳なかったですき、今回通告書に一応こういった文言で載せておりますので、期待して答弁を聞きたいと思います。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の3番、産業振興についてのうちカッコ3、公園計画等の見直し、屋内運動場等建設により、産業の振興に資することが急がれる。対応を問うのご質問にお答え致します。

土佐西南大規模公園、公園区域の見直しにつきましては、長期にわたり事業に着手されていない区域の見直し作業を進めていただけるよう、高知県に要望を行っているところでございます。また、土佐西南大規模公園建設促進同盟会でも、公園区域の見直しについては、当初の目的を損なわないことを前提とし、自然環境の保全や観光等の活性化に資する事業計画変更を考慮した上で実施すること。また地域に愛され、共に発展する公園となるよう、地区とのワークショップを実施するなど、民意を反映した取り組みを行うことを要望しております。

見直し作業の進捗（しんちょく）状況を申し上げますと、本年1月24日に県公園下水道課、および幡多土木事務所の担当課長や担当チーフと、今後の進め方について協議を行いました。そこで、来年度、区域の見直しについて具体の事務作業を進めることを確認し、町が要望していた地元説明会の開催もしていただけると確認したところでございます。今後も引き続き、県と事務作業の進捗（しんちょく）を図ってまいります。

次に、屋内運動場等の建設についてでございますが、本町観光の柱でございますスポーツツーリズムを行う上で、屋内練習場の整備が有効であることは申し上げるまでもございません。特に野球の合宿でお越しになるチーム関係者の皆さまからは、屋内練習場の整備を望む声があることも事実でございます。屋内練習場の効果は、スポーツツーリズムの広がりによる経済効果、防災施設としての機能を持たせる効果、また、競技力の向上、健康増進、コミュニティの場、そういったことが考えられます。

屋内練習場の建設につきましては、スポーツツーリズムを推進する観点からも、黒潮町観光ネットワークや関係者の皆さまと協議を行っているところであり、ご提案の、公園区域内の屋内運動場の建設につきましては、選択肢の一つとして、整備目的および費用対効果等検討を行い、公園事業にて整備が可能であるのか県に確認を取りながら、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

運動施設については、室戸の方にええ見本がありますので、現に高知県が造ってますので、それらを参考にやっていただくと、より歩みが早くなってくると思いますので、それを付け加えて質問は致しませんが、そういうことがございますという情報提供をさせていただきたいと思います。

それでは、4番の道路の町道管理についてで。

1番ですね。特に山間部の町道路へ落石があるため、タイヤがパンクすると病弱者などが大変困るわけです。管理は十分か、対策を問います。

この石が原因とするパンクというのは、パンクの小さな釘が通ったようなものではございません。タイヤそのものを取り換える必要がございます。穴が非常に大きいので修理が効かないんですね。それで、夜間あるい

は雨の日、そういったときに、三角形になっておるような石が、特に新しいタイヤがそういったパンクしやすい状況でございます。擦り減ったタイヤは割合、確立は低いですね。山っていうのは交通量も少ないし、周囲が暗い。で、視力もだいぶ低下してきた。そういう状況の中にあって大変難儀をするわけでございますので、その管理をですね、これ当たり前のことなんですけど、路面管理ですね。路面管理が十分か、そのへんの対策を問います。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の4番、町道管理についてのカッコ1、山間部の町道管理についてのご質問にお答えを致します。

現在、町道の維持管理につきましては、町づくり課および建設課の職員により町道パトロールを実施し、草刈りや小規模な崩土や落石、ならびに側溝の土砂取り除き等は、両課の作業員にて実施をしているところでございます。

しかしながら、議員ご質問のとおり、特に山間部におきましては、道路のり面が地山掘削の箇所が多く、路質も悪い上、岩質は風化が進み、小規模な落石が再々発生しているところでございます。また、近年はイノシシ等がのり面上を掘り起こしまして、落石を起こす要因とも重なっております。

このような状況を回避するには、吹き付け工事等のり面对策工が必要と考えますが、財政上十分な対応も困難でありますので、対策としましては、両課の職員や作業員にて、落石が頻繁に起こる路線等についてはパトロールを強化し、通行に支障がないように、安全安心な町道の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

しっかり管理の方をお願いしたいと思います。

で、その2番ですね。人家密集地の町道など舗装面とですね、この舗装面というのは、アスファルト層が今は主流になっておまして、それとですね、横断側溝ですね、などが接する部分が同断で段差があるため、高齢者などが歩行器を使用して、ここを通っていく場合ですね、これ、この前私の目の前であったことなんですけど、通行時転倒し極めて危険である。管理を問います。

平常時はパトロールはしてくれておるんですが、それは歩行しながらのパトロールでなしに、車に乗ってのパトロールが中心になろうかと思うんです。で、そういう路面の場合、横断というのをしておるのは、コンクリート製品がございまして、それはまず動かない。道路の路面の方はアスファルト舗装、柔らかいもんです。これでこう段差ができるんですね。私が見たときには3センチくらいだったかな。そこへ、高齢者の方が歩行器を使われて行って、転倒し、目の下を切られて流血があったもんで。やはり、どうしても体重を歩行器へかけていく。前かがみで。そのときに、その歩行器4輪なんですけど、前のタイヤが小さいわけですね。これくらい、14、5センチですかね。パイが。そうすると、ここに突き当たっても段差の方が大きくなると、うまく乗り越えられない。少し斜めにでも当たるとなると、そのまま進めなくなる。足は、足元は何かいうたら、靴ではなしに、つかかけでしたね、その方は。で、幸いそれ以上大したことはなかったんですが、そういうことがございますので、この人家密集地については高齢者の方が歩行器を使っただけの移動という手段が多くなるわけです。

で、そういったことの対策にはですね、やっぱりパトロール職員、歩行しながらの調査をしていただきたい

など、こんなふうと思うわけです。それから歩行器そのものも、この下のを見たんですけど、前輪が小さいですね。玄関にあるのを見たんですけど。前輪の車輪を大きくした方が、どうもそういったことには対策がよいかなというふうに考えるわけです。

ただ、そのときは私以外に多くの住民の方が近くにいらっしゃったので、すぐ担当課へ連絡したら、飛んできて、確認していただき、2、3日後にすぐ対応していただきました。それで、近くの方は非常に喜んでおるんですよ。その喜ぶというのは、補修を直ちにやっていただいたと。すぐ対応していただいたと。そういうことをですね、あったので、事故は良くないですけど、その後の対応が非常によろしかったと。そういうことの、いつも厳しいことばかり言ってますけど、そういうことをきちっとできておることもありますので、この場でええことはええことということで披露させていただくわけです。

これからもですね、ぜひ、今の歩行器もちょっと構造上タイヤを変えたらいいかなという部分もございますが、それは今後のこととして、段差のことについては、今後十分現地の調査をお願いしたいと思います。

要は、管理をきちっとしてください。人家密集地の。

そのやり方について問います。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の4番、町道管理についてのカッコ2、町道と舗装面と横断側溝の段差についてのご質問にお答えを致します。

町道には雨水や生活排水を流すために排水口を設置しておりまして、場所によっては、横断側溝を設けております。横断側溝は車両が通行するため、主にコンクリート製品が使用されますが、簡易アスファルト舗装と接する部分は年月が経過しますと、強度の関係上どうしても数センチの段差が生じてまいります。現状では、段差解消が十分できていない箇所もございまして。

議員ご質問とおり、先日も横断側溝の段差によりシルバーカーでの転倒事故が発生をしており、修繕を行いました。その他の横断側溝につきましても、早急に点検の方を行い、歩行者の安全かつ、円滑な通行を確保するよう取り組んでまいります。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

じゃあ、3番へいきます。

避難道路である町道の左右ののり面が大変軟弱地盤のため、補強が急がれる。対応を問います。

町内あちこちで避難道路を整備していただいておりますけれども、もともとある町道も、避難道路として指定されております。山側ののり面、それから沖側、下が川というような所ですが、非常に軟弱なそういう避難道路がございまして。逃げ道はそこしかございませんので、そういった所はですね、今後、来る震度7が3分間揺れるようなときに、果たしてそこを逃げて逃げるだろうかという部分でございまして。

この避難道路のそういったのり面对策、補強をどうするのか。

お答え願いたいと思います。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞夫君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の4番、町道管理についてのカッコ3、町道ののり面補強についてのご質問にお答えを致します。

町道は地震をはじめ台風や大雨、洪水、土砂災害等で避難する場合、重要な避難路となります。議員ご質問とおり、町内には未改良の町道が数多くありまして、のり面の軟弱地盤個所につきましては、避難路として安全性が確保できないため、早急な整備が必要であることは十分承知をしているところでございます。

現在、町道の改良につきましては、財政上有利な国の社会資本整備総合交付金や防災安全交付金を活用しまして整備を行っているところでございますが、例年国からの配分が十分ではなく、整備には長期の年月が必要となっているところでございます。

今後は、地域住民の命とくらしを守る道づくりに加えまして、防災安全交付金の重点計画として位置付けをされています通学路の交通安全対策も活用するなど、国および県に強く要望しまして、日常生活の利便性の向上に合わせ、安全安心な道路の整備に努めてまいります。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

限られた財源、職員の中でやっておるということは分かっておるわけでございますが、そこをひとつ、一層頑張ってください、乾いたタオルをまた絞るとかいうて、どっかの名古屋の方の会社がそんなことを、やられる努力をされるということを知ったことがございますが。ぜひですね、これからも、住民の生命、財産を守るために努力をしていただくことを期待致しまして、次の5番へ移りたいと思います。

5番、住宅地域対策についてでございます。

佐賀保育所周辺に未利用の町有地があり、住宅用地の造成をするか。考えを問います。

ここはですね、新しく移った佐賀保育所というのは伊与喜へ移ってます。伊与喜小学校と並んでおる佐賀保育所がございまして。その周辺は、昔は農村興業を導入するというので用地買収をして、現在は黒潮町の財産として登記をされておりますが、それが、何年前だったか忘れた、伊与喜の区長さん方のご意向しましては、住宅地開発をしていただきたいと。農村興業は断念したというときの話です。断念したので、じゃあ後の、後地活用をどうするのか。それは、住宅地開発をしていただきたいというのが、当時の伊与喜校下の区長さんの考え方の集約でございます。

だんだんといろんな所の開発もしなければならぬわけですが、これは現在、地震津波対策のときですね、逃げる場所にも用地が要りますので。そこにそういう土地が遊ぶ状態ですね、現在遊休土地。これの活用策としてどのようにお考えか、質問致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞夫君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の5番、住宅地対策についてのカッコ1、佐賀保育所周辺への住宅用地造成につきましてのご質問にお答えを致します。

現在の佐賀保育所周辺にあります町有地につきましては、旧佐賀町時代に伊与喜地区農村地域興業等導入計画に基づきまして買収した土地で、主に山林でございます。

当計画につきましては、昭和50年3月に実施計画を策定しまして、以降、土地開発公社により用地買収を進めてまいりましたが、その後の経済情勢の変化や未買収用地等があり、平成13年3月に農村地域興業等導入促進法の手続きを経て、実施計画を取り消しました。

用地買収済みのその後土地利用計画につきましては、具体的に決定をしておらず、これまで一部の農地へ白石団地、および佐賀保育所移転造成工に伴います残土処理場として利活用を行いました。また、現在、山林の一部を伊与喜小学校および佐賀保育所建設に伴い、児童、園児等の安全確保のため、高知県工事の伊与喜谷川砂防工事として、利活用をしているところでございます。

議員ご質問の住宅用地の造成につきましては、計画を断念しました当時も関係者より住宅用地の造成について要望もありましたので、今後、大規模災害時の応急仮設住宅用地等への利活用も考えられますが、計画に当たりましては、砂防指定地内での開発協議やインフラ整備、および立地条件等を十分精査する必要がございます。

つきましては、今後、住宅用地の造成につきましては、土地利用計画や事前の復興計画の中で慎重に検討をしてみたいと存じます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

残り 2 分になりましたので。

私、この任期うち最後の一般質問の時間許可をいただいたわけですが、だいぶ厳しい発言も重ねてまいりましたが、その中で確かに着実に行政執行していただいて、住民が喜んだ、喜びの声をいただいた部分も承知しております。そして、先ほども申しましたがすぐ対応していただけるという、そういう職場、役場も形も見えてきております。

これからもぜひ住民のための行政であるということを、忘れることはないとは思いますが、そういったことを強く意識していただいて、住民の付託に応えていただきたいと思います。皆さん、あとは元気で住民のために働いてください。期待しております。

これで私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、3 時 50 分まで休憩します。

休 憩 15 時 35 分

再 開 15 時 50 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、中島一郎君。

8 番（中島一郎君）

一般質問については産業振興についてと、そして人口減少対策について、2 問になっていますが、質問内容については多岐にわたっておりますので、執行部の皆さん、ひとつよろしくお願いを致します。

まず初めに、水産業の振興について。魚礁設置への取り組みについて質問を致します。

本町の基幹産業である水産業は、平成の時代 30 年においても年増すごとに漁業就業者の減少、高齢化、そして魚価の低迷、水産資源の減少などにより、一層の厳しい経営状況が続いております。このこともあって平成 27 年 4 月 26 日の町議選での当選以来、一般質問で何回となく資源管理型漁業への望みを持ち、魚礁の設置やヒラメ、タイ類の種苗放流などの必要性を訴え、要望を繰り返してきたところであります。

その結果、執行部の理解と協力をいただきながらも、新規事業としてここ3年前から、アマダイの放流や漁場増勢による投石事業を試験的にでも事業実施に至ったことと、また、一定の事業効果が見えたことに対して評価をしているところでもあります。

しかしながら、漁業者の方が一番先に望んでおります、コンクリート類の魚礁設置においては施設後の事業効果が不透明なこともあってか、いまだ事業開始には至っておりません。昭和50年代後半から平成の初めにかけては、国、県、町が三者一体となって、漁業の安定的な経営を目指し、一定の漁獲の増加に期待を持ちながら事業効果を何とか見出していた魚礁設置事業が、いつの間にか時とともに休止の状態が続くことになりました。

また、昨年6月に策定された黒潮の総合戦略においても、コンクリート魚礁の設置などの言葉さえ見つけることができなくなっています。その反面、この総合戦略の中には沿岸漁業の漁獲量は平成26年度の実績を基にして、水揚げ高630トン、そして漁獲高8億5,800万円を基礎ベースとして、平成31年には10パーセント増しの、水揚げ高で約700トン、そして漁獲高で9億1,000万円の目標が設定されています。

このあたりの漁獲量増加に対する施策が見えにくい状況にありますが、町はどのような対策を考えているのか。

この対応策について、まず初めにお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、産業振興についてのカッコ1、魚礁整備に関する質問にお答え致します。

沈設型の魚礁の設置につきましては、平成16年度以降、高知県が事業を休止しております。その要因は、高知県水産試験場が当町佐賀沖にて実施した費用対効果検証のための調査の結果、費用対効果が1を下回る結果となったことにあります。

高知県はその後、カツオ、マグロが主要対象魚種となる浮き魚礁、土佐黒潮牧場の設置維持に施策の焦点を移しておりますが、それだけでは沈設型魚礁の施策対象となる釣り漁業の漁業者への支援にはなかなかなりにくいのが現状かと思えます。

当町としましては、釣り業者の支援策として、釣り漁業の主要魚種であるタカアマダイの種苗放流に取り組んでおります。優良種苗の検討を進め、今後とも釣り漁業者への支援策として、高知県とも協議しながら支援策を実施してまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、課長からありましたように、平成16年度、県が休止をしているということは承知しているわけですが、国の事業にはですね、リマ区域、海域の対策事業、この中には魚礁設置というのがちゃんと入っているんですね、ほんとは。そのへんが国とどういう関係になっているのかというのが、ちょっと疑問が付くわけですが。さてまあ、そのことは置きまして。

このようなこともあって、平成29年7月にはですね、県内の21漁協の組合長は土佐湾に大規模魚礁の設置を国や県に要請するために、高知県広域フロンティア漁場造成推進協議者協議会を立ち上げ、この漁場造成で生産向上へつながるとともに、沿岸漁業の再生の切り札として位置付けもされています。

この一連の流れについて、町はどのように受け止めているか、このことについてお聞き致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

国の直轄整備によるフロンティア魚礁整備のことだと思います。このことにつきましては、これはまで全国の5つの海域で巻網漁業などを対象とした大規模な人口魚礁やカニかご漁業などを対象とした保護、育成礁の整備が実施されておりまして、海域ごとの事業費は37億円から137億円と、大規模なものとなっております。

最初のフロンティア魚礁は、平成27年に五島列島海域で事業費92億円を掛け設置されましたが、国が検証を5年間継続し、平成33年度に費用対効果等の効果が公表される予定であります。高知県に聞き取りを行う限りでは、今後の設置方針は五島列島沖におけるフロンティア魚礁の費用対効果の検証結果を踏まえ検討するというふうに伺っております。

今後も、各地における整備状況など情報収集に努めるとともに、高知県における検討状況を注視してまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、課長から説明がありましたが、このフロンティア漁場造成事業というのはですね、海底にこういうふうなマウント礁、人口の山脈を造ると。それを、今、五島列島の場合はですね、海底が155メートルの所にこういう山脈を造ると。そのときに、魚礁ブロックなどを積み上げて台形にして、長さが約250メートル、幅が150メートル、高さが30メートルの、こういうブロック型のものを造ることなんですね。そしたら、その海底の潮流が上へ上がってきたときにそのプランクトンが湧きますので、その栄養分で持ち上げられたものがですね、この上の部分に魚がヒユすると。それを釣り上げる。これをマアジとかマサバとかマエバシなんかは資源の拡大につながるということなんです。また、このブロックの中ではですね、その魚の資源管理をしていくようなその施設が要るようでございます。

私が調べてみますと、この長崎の五島市の福江島沖にあるやつは、まあ事業費は約80億円だそうなんですが。この施設ができて平成30年の費用対効果を見て県が取り組むというようなものの考え方が、今、課長からあったわけですが、これ、ちょっと遅いような感じがするんですね。ほんとと大事にしていけないかんのはですね、この事業、例えば80億円の事業から言うても、これは無理とか何とかいう意識を持つかもしれませんが、私が今回注目したのはですね、国、水産庁の来年度予算は積極的な予算が組まれておりまして、水産改革や水産振興に力を入れることが読み取られます。この方向性をとらえて、この国の直轄事業であり、県においては応分の負担を必要とされますが、市町村の負担はそれほど要りません。

もう一つは、この4地区を地図に落としてみますと、これ地図があんまり下手やからあんまり分からんかも分かりませんが、今できているのは、この沖の海域と対馬の海域、それから五島列島、それから鹿児島の大隅半島の辺りですね。これから見ていくとですね、次に国へ要望して、結構その理解が得られるかというか物事の判断がつくのは、私はこの宮崎県沖と土佐沖だと思うんです。理屈から考えて。やはり今この機会を逃すとですね、もうこういう事業は30年も50年も回ってこないと思います。だからじきに早くしてですね、そういう取り組みをしていただきたいというのが私の本音でございます。ぜひですね、この土佐湾沖の沿岸海域の自治体と手を組んで、本町はリーダーシップを発揮して、県、国に対して協力的な要望活動を展開していくべきではないか、そういう考え方を持っております。

もう一つ、この大事にしなければいけないのは、先ほども申し上げたように昭和50年代の後半から平成の始め頃に、これ5年間かけて伊田沖に人口魚礁設置事業をやっているとします。この事業は約6億か8億ぐらいだったと思うんですが、このコンクリートの耐用年数が約30年です。

そういうことを考慮したときに、今、土佐湾沖にそれに類する施設がないわけですので、ぜひこの機会を逃さず、強力的な要望活動をお願いしたいと思っているわけですが、その点町長、どのようにお考えか。

ひとつその点をお願い致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えします。

このフロンティア魚礁の設置事業については国の方でも制度改正がありまして、今、新たなフロンティア魚礁設置事業になってから、ここ2年、3年ぐらいだと思います。

この事業変更が行われた当初にですね、全国漁港漁場協会の会長の所へお伺いをして、まず制度の学習をスタートして、その後要望をして、これまでもしてきたところです。先ほど言われたように、今回質問いただいている魚礁のイメージは、恐らく有償魚礁のお話だと思うんですけども、あれはそもそもの潮流と、それから海底地形、それから水深。これが大きく影響するということをまず第1点。

それからもう1点はですね、指定魚種での漁獲高、つまり事業効果ですね。こちらの方の算定をどうクリアしていくのかというのが大きなハードルです。もちろん黒潮町単独で漁業権を設定して黒潮町の魚業者だけが利用するというものではありませんので、広く地域の漁師さんがご利用されるんですけども、例えばアジ、サバ、イワシとかっていう指定魚種になった場合はですね、恒常的な大型巻き網が操業している形態がないので、そのときの漁獲高が他地域に比して少し上がりにくいって、いわゆる事業効果算定内でのハンディを持っているのは事実です。そこをどうクリアしていくのかというのは少し議論が必要かと思いますが、そのための判断基準を恐らく県はその魚礁の検証効果をちょっとまず見てみたいということが、県が今ペンディングがかかっている大きな要因かと思えます。

ただ、事業効果の公表を待って検討を進めたいという、これだけでもですね、これまでの県の姿勢からするとかなり前進です。自分たちも非常に、少しは風向きが変わってきたのかなと大きく期待をしているところです。引き続き県には、高知県にも漁港漁場協会がございまして、そちらが窓口になって引き続き要望を続けてまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

私が心配したのは、町長が今のことを十分こう理解できるんですが、物事をまあ確かに費用対効果、それ検証してのうんぬんの話があるわけですが、それが一番基礎ベースになりますけれども、あんまりそこに時間を費やしていくと、時遅しという結果にならないかな、という心配をしているところもありますので。

ぜひですね、この長い道のりになると思いますが、県と市町村、それから関係団体が一致団結して、強力な要望活動をしてもらいたい。そのリーダーシップを黒潮から発信していただきたいということをお願いしておきまして、この質問は終わります。

次に、マル2の各漁港の船揚場施設について質問を致します。

漁民の方から船揚場の船体の修繕についての要望の話があったことから、町内の主だった漁港の見回りを致しました。

当初の漁港整備の際に、一定の船揚場の整備をしておけば、20年程度の使用は可能と思われませんが、しかしながら、年代を重ねていくと潮風や荒波を受けることから施設の損傷はひどく、機能的に問題が生じることとなります。

特に佐賀漁港の船揚場の船体の枕木などは、腐って空洞化していることから、作業が危険な状態となっております。また、灘、上川口漁港では、レールの補修などが必要とも思われます。このような施設については漁協が主体性を持った取り組みが望まれるところではありますが、県1市場への合併後はなかなか地域に特定した要望が通りにくいとの話も聞かれます。

そのこともあって、漁港の管理は高知県および黒潮となっておりますので、総合的な判断の中で、本来、船揚場施設は漁民の方の安全な操業と操業効率の向上などを旨とするものであることから、行政の立場として、漁協との連携により各漁港の船揚場の点検を実施して整備計画を立てるべきではないかと思われませんが、町の見解をお聞き致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは通告によりまして、マル2、漁港の船揚場施設の点検を実施して、整備計画を立てるべきではないかについての質問にお答えします。

議員から質問のありました個所、高知県管理の佐賀漁港の船揚場のことだと、船揚施設のことだと思います。これらの施設の点検および修繕計画の県の対応としましては、まず平成22年度に、外郭施設、係留施設、輸送施設の初回点検を行っております。翌年度には機能保全計画を策定し、船揚場だけではなく、現在までストックマネジメント事業により各施設の修繕工事を行っていると同っております。また、昨年、平成29年度には水域施設の初回点検を行い、機能保全計画、水域施設を策定し、これらの結果に基づき、平成30年度に航路しゅんせつを行っております。

施設の修繕につきましては、点検結果から施設の機能評価を行い、早急に対策が必要と判定された施設については実施しているとのことであります。なお、機能保全計画は、修繕計画だけでなく点検計画も定めており、施設毎に点検時期を定めているようであります。点検は、定期検査以外にも目視点検とはなりますが、年1回以上の日常点検、非常時の臨時点検も行っているようであります。

今回質問のあった船揚場につきましては、平成32年度に定期検査を行うようであります。これまで船揚場1号から4号の初回点検結果では、既設のコンクリートに数ミリ程度のひび割れが確認されておりますが、施設機能低下に関わる変状ではないということで、修繕計画ではなく経過観察施設ということにしているようでございます。

質問のありました危険な状態となっている個所というのは、現地を確認をして来ました。確認しますと、高知県漁協所有の船を陸揚げするときに使う枕木、代船が経年劣化でかなり腐食をしております。早急な改善が必要だと考えております。

今後は、施設の管理者である高知県漁協佐賀等と連携を図り、改善に向け早急に対応していきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番 (中島一郎君)

県の全体的な整備計画は十分分かるがです。それは表面的なものであって、実質、日常時に漁師の方がその船体を使っているときに、この間ちょうど行って聞いておりますと、船が傾いて大方かえっちゃったぞという。下ろすときに。そういう話があるんですね。船を揚げた状態を見てもろうたときに、両方から角度を取るのに間伐材とか差し込んでおられますけれども、それでも片方が空洞になっておられますので、降ろすときに傾く。傾いたら、安定性がないなるので危険な状態になる。それから、レールは本来水平にならないかんものが、やっぱり塩水の中に浸かっておられますので、使えば使うほど、その縁がちびるといふか、なくなってきます。丸くなってきます。そうすると、レールが全体にかみ合いませんので浅くなります。そしたら、ちょっとツルメなんかでガタンという音がして、それがショックを受けて、船が、船体がずれるとか、そういうふうなことがあるそうです。これ、やっぱり日常時の点検をしてですね、日々の中で枕木なんかから船体の鋼鉄の横棒なんかは、それほどお金必要ないと思います。そこらあたりはですね、ぜひ漁協と連携した形で、漁協がまあ全体の事業費を出さないかんわけですが、町からも応分の補助をしていただいでですね。漁師にとっては一番大事な部分でございますので、その点をひとつお願いしておきます。まあ、これはやるということでございますので、ぜひ早急な取り組みをお願いしておきます。

それでは続きまして、カッコ2の商工業の振興について質問をさせていただきます。

マル1の、黒潮経済基礎調査について質問を致します。

この調査は黒潮商工会に委託をして、平成29年度中に実施をされることになっていたと思われま。調査目的は、町内の非製造事業所の出荷、売上げ、仕入れの状況を把握して、黒潮町の産業振興計画のための貴重な基礎資料となるものでありました。このためか調査内容は非常にきめ細かな内容で、調査対象の方が全部に記入するには相当な時間を要するものにもなっています。

しかしながら、皆さんご承知のとおり、町においては、総合振興計画の期間を迎えることに当たって内容を発展させるとともに、黒潮まち・ひと・しごと創生総合戦略を含めた新たな黒潮町総合戦略が昨年の6月に策定されました。この経緯をたどっていくと、残念ながら経済基礎調査の集計分析の調査結果がされていないことから、時間遅くしてこの調査が結果、総合戦略には生かされていない状態となっています。

このことは調査に協力をいただいた事業所の方に対しても大変申し訳ないことと想っているところですが、いつ頃までに集計分析をされて、調査結果をされるのか。そして、調査済みの事業所が何件となっていたのか。

この点についてお聞きを致します。

議長 (山崎正男君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西文明君)

それでは通告によりまして、1、産業の振興についてのマル1の、黒潮町経済基礎調査結果と町の振興策との関わりに関する質問にお答え致します。

この黒潮町経済基礎調査につきましては、黒潮町商工会を調査窓口として高知大学地域協働学部の協力を得ながら、平成30年1月からアンケートの収集を開始しました。その後、資料の追加収集および修正を行い、本年3月末をもって最終報告書を頂くこととなっております。

その事業体は455事業体で、回収が222、拒否が73、その他60ということになっております。その他には、休業とか廃業というところも含んでおります。これは平成30年の11月30日現在の数字でございます。

今後は、効果的な経済振興策を計画し、実行していく上では、地域内外での経済の実態把握が極めて重要と考えております。

今後は頂いた最終報告書成果に基づき、町内経済の実態把握、お金やサービスの流れを精査し、総合的な商工施策の立案につなげていくよう検討を進めてまいります。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

これ町内の経済振興策にとっては大変重要な調査であるわけですが、この今課長が言われましたように、450 ぐらいの事業所で 220 人から回答うかがい、調査結果をいただいたというようにこう報告がありましたけれども。

この報告書をですね、ぜひ非製造業者の事業所の方、220 人ですかね、調査に協力してくれた方。この方には報告する予定がありますか、どうですか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

まず、まだ成果物を完全に頂いておりませんので、まず町の中でそこをワンクッション置いて、そのことを理解うかがい情報収集うかがい、頭の中に落とし込んで共有を図って、その後、分かりやすい形で、何らかの形でその知らしめるということはしていきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

ぜひ、それを実施していただきたいと。割とこの協力した方がこのことについて興味を持たれてる方もおりますので、きめ細かなものでもありませんので総体的な部分でも、ぜひそういう報告書を作っていたら幸いです。

また、この本来ちょっとこう遅れてるという理屈は分かったんですが、この中身のことについてですね、この平成 31 年度の当初予算編成に向けてこの調査が生かされた部分はあるかないか。

その点についてお聞きします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

平成 31 年度予算については、この先ほど言いました高知大学の協働学部の教授に本町に来ていただきながら、何回となく協議の場を設けながらこの分析結果を基にして学習の場を設定し、今後の方向、処方箋についてのご指導をいただくように、予算化は少しでありますけれども計上しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

分かりました。

それでは続きまして、マル 2 の方に移らせてもらいます。

くろしお 秋～春 観光周遊キャンペーンについて質問を致します。

昨年の西日本豪雨によって、町内の宿泊施設や体験施設などへの利用者が減少したことから、新たに観光客を呼び込むため昨年の11月からこの3月末までを実施期間として宿泊または体験プログラムを利用して、町外の方に消費額5,000円につき1,000円の黒潮商品券を発行されました。

現段階での事業の効果はどうか。その点、把握されていれば教えていただきたいので、よろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の1、産業振興についてのうちカッコ2、商工業の振興についてマル2、くろしお 秋～春 観光周遊キャンペーンの現状での事業効果と、継続していく考えはないか、のご質問にお答えを致します。

くろしお 秋～春 観光周遊キャンペーンは、議員にもご紹介いただきましたけれども、昨年7月に発生した西日本豪雨により町内観光関連施設でキャンセルが発生し、道の駅においても平成30年7月と平成29年7月との売上げ額を比較すると減少していたことを受け、黒潮町における本来の観光消費額を回復するため、閑散期の観光客促進として平成30年12月29日から平成31年1月3日を除く平成30年11月1日から平成31年3月31日までの期間、黒潮町商品券を活用した誘客キャンペーンを、観光の振興を図ることを目的として実施しております。

内容につきましては、町内の宿泊、体験事業者の営業により新規に獲得、および本キャンペーンをきっかけとした町内の宿泊、体験プログラムの利用により5,000円の消費につき1,000円の商品券を、120万円の予算の範囲内で交付しております。商品券が使用ができる店舗、および商品券の使用期限については黒潮町商工会が通常行っている商品券と同じですが、このキャンペーンでは後日改めてリピーターとして使用することは可能でございますが、原則、自社が発行した商品券は自社では使用できないこととしており、より多くの商工観光事業者に波及効果が表れるものとしております。

事業は黒潮町商工会に委託しており、参加事業者は、希望を取った結果、宿泊14事業者、体験9事業者となっております。

商品券の発行状況は、平成31年3月7日現在で105万円分が宿泊者や体験プログラム利用者に発行されており、残りの15万円分も予約等があり、今後発行の見込みでございます。利用者に発行した105万円分のうち、68万4,000円分の商品券が使用された店舗から商工会に届き換金されております。68万4,000円を分析致しますと、使用された店舗の主な分類は、道の駅が56.14パーセント、コンビニエンスストアが16.08パーセント、スーパーやドラッグストア、ホームセンター、産直市場が16.38パーセント、ガソリンスタンド7.75パーセントなどの内訳となっております。道の駅、コンビニエンスストアをはじめとする小売業での使用割合が高い傾向が見られます。

商品券を取り扱ってキャンペーンを行った宿泊事業者への効果につきましては、キャンペーン実施前3カ月間の8月から10月までと、キャンペーンを開始した3カ月間の11月から1月までを、平成28年度、平成29年度の2年間の平均と平成30年度について比較し、体験事業者については平成27年度から平成29年度の3年間の平均と平成30年度について比較致しました。宿泊は、宿泊事業者についてスポーツツーリズムを除いた一般観光客の分析を行いました。8月から10月までの合計は本年度が238人の減少でしたが、キャンペーンを開始した11月から1月までは本年度が202人の増となっております。

また、キャンペーンを行った体験プログラム事業者におきましては、6事業者の比較によりますと8月から10月までは425人の減少となっておりますが、11月から1月までは242人の増となっております。

このように、現段階の情報で整理致しますと宿泊、体験客数ともキャンペーン前は減少傾向であったものが、キャンペーン後は増加しております。しかしながら、本事業につきましては現在実施中の事業でございますので、事業全体の効果につきましては十分に分析ができていない状況とは申せません。

従いまして、事業終了後に商工会や観光ネットワーク等関係者を交えて分析を行い、今後の取り組みの方向性を検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、室長からありましたように、予算の120万については3月の末で全部消化するような形で、宿泊とかいろいろな部分で効果が出ているというお話をいただいたわけですが。

ちょっと私も、これ自分渡して思ったんですが、まだ3月末までの事業でございますので集計は十分できていないと思います。ぜひですね、この施策を打つのは非常に、私は早かったと思うんですね。やっぱり期間がある程度あったから、3月の締めにはその成果というのが見えたのではないかと。これに対しては本当に評価するところでありますが、まあ継続するかどうかということはどういうことですね、こういう事態があればぜひ継続して地域の活性化に努めていただきたいという思いでありますので、今後ともよろしくお願いを致します。

それでは続きまして、マル3の、さしすせそ計画について質問を致します。

黒潮町では、地域産業を振興して雇用を創出するために黒潮印の商品開発に取り組んできました。この計画に基づき、平成24年度には黒潮町独自の補助事業制度を作ったことは、他町村にはこのような制度はなく、画期的なことでもありました。また商品の企画段階から、開発、加工、生産、販売促進に到るまでを事業者と向き合った支援が行われてきました。

この黒潮印の商品開発の基本的な計画の一つとして、さしすせそ計画が立てられているわけですが、もう皆さんこの内容についてはご存じだと思います。この地産地消のブランド化を上げることによりですね、産業の振興や雇用の創出を生み出すものとなっていましたが、現況がどのようになっているか、また、今後の取り組みについて問います。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の1、産業振興についてのうちカッコ2、商工業についてマル1、さしすせそ計画の実績と今後の取り組みについてのご質問にお答え致します。

まず、黒潮印ブランド、さしすせそ商品の認証実績でございますが、これまでに認証を受けた事業所は8事業所、認証を受けた商品は17商品でございます。しかし、その後に商品パッケージを変更した、または事業所が解散したことにより認証品でなくなった商品や、認証期間の終了に伴い、現在は認証している商品はありません。

さしすせそ計画による地域産業の振興策を進めていた当時は、国の緊急雇用制度等活用し、特産品開発推進協議会を拠点に地域内に雇用を生みつつ、黒糖や天日塩などの地域資源を活用した商品開発や販路開拓を進め

てきたところでございます。また、町独自のブランド認証制度などを設けた付加価値づくりにも取り組んでまいりました。

しかしながら、産業振興を取り巻く情勢は大きく変動し、高度な衛生管理が求められる時代になっております。大きな販路に結びつく小売店の仕入れ担当が求める付加価値は、衛生管理に機軸が置かれたと言えるのかもしれませんが。こうした情勢もあり、ローカルブランドによる付加価値づくりはより難しい時代を迎えていたということが、さしすせそ計画による産業振興では大きな販路に結び付けることに至らなかった要因の一つだと考えております。

ただし、地域産品の別の販路として位置付けできるふるさと納税という制度が広く周知されたことは、黒潮町にとっても大きなチャンスだと考えております。これまで近隣の道の駅や直販所などにしか販路がなかった生産者が、主に首都圏へ地域の特産品を供給できる状況となっております。小売店舗を通さないため、高度な衛生管理による縛りもなく、消費者と直接結びつく機会が増えてまいりました。この動きに相まって、さしすせそ計画でブランド力の向上と、販路開拓を進めてきた黒砂糖や天日塩なども寄付の返礼品として選ばれております。

今後は、ふるさと納税制度を有効活用し、地産外商をさらに推進するとともに、仮に制度がなくなったとしても、町内生産者がしっかりと販路を確保できるような仕組みづくりの検討も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

今、室長からありましたように、このさしすせそ計画については私も理解しておりましたけれども、衛生管理の問題。これまた企業との関係いろいろありまして年々難しくなっておりますので、小規模事業者にとってはですね大きな課題だと思います。そこを太刀打っていくというのは至難の業だと思いますので、そのことは十分理解しております。そのことの代替えとしてふるさと納税に転換して、そのぐらいの貢献度が出ているという理解をしておりますので、今後このふるさと納税の返礼品として、また拡大されることをいろんな部分でお願いしておきます。

続きまして、カッコ3の林業の振興について質問を致します。

森林経営管理制度についてですが、今日午前中にですね、浅野議員の質問もありましてちょっとこう重なる部分がありますが、その点ひとつお許しを願いたいと思います。

昨年の9月定例会のこの一般質問においても取り上げましたが、この制度は今年の4月から施行されるわけです。これからは山主が高齢化などで管理できない場合は、市町村が委託を受けて森林を管理するとともに、伐採や木材販売などを行う林業事業者にも再委託ができます。また、林業経営に適さない森林は市町村が管理することにもなります。

この制度を円滑に運用していくことで森林を再生し、水源涵養や防災など広域的な機能を維持するとともに、豊かな森林資源を生かし、町内の産業の活性化につなげていくことが市町村には求められていることから、林業の専門職の配置や地域林政アドバイザーの配置の検討などを行っている市町村も見受けられます。

本町においても、何か打つ手を検討しているのかどうか、この点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは中島議員のカッコ3の、林業の振興についての森林経営管理制度の円滑な運用に関する質問にお答えします。

この森林経営管理法につきましては、今議会、そして先の12月の議会でも同様の質問がされ、重複するかと思いますが、お答え致します。

まず、この法律の大きな柱としましては2つございます。

1 点目は、林業の多面的機能の発揮に向けて適時適切な保育等の施業を行うための林業経営の効率化と体制の整備を図ることです。

2 点目は、これまで適切に管理が行われてない森林について市町村が主体となり、森林所有者との間で経営権を設定し、意欲のある林業経営体にその施業を委ねることです。

承知のとおり、この管理法は平成30年5月に法律として成立し、それに合わせて森林管理システムの運用がこの4月から開始されることとなっております。これまでの間、県等による説明会やワーキンググループでの協議、幡多管内の市町村との情報の共有等を図ってきたところでございます。

また、町内唯一の事業体である森林組合とは連携し、課題の抽出や今後の進め方について協議をしてきました。しかしながら、新たな制度であることからスムーズな事務作業ができるのか、住民への周知や事業の推進についても、现阶段においても大変不安というのが正直なところであります。

平成31年度の黒潮町への森林環境譲与税の配分予定額は約1,100万で、これらを原資として第1段階として、比較的地籍調査が完了済みの佐賀地域の中で2、3カ所の集落単位を想定しております。各集落での説明会の開催、森林所有者の意向調査と現地山林の確認、対象森林のその資源がどのようなものがあるのか等の調査をするなど、その準備を開始しているところであります。調査、作業が終了した後は、その所有者に対して具体的な個別説明を行ったこと、権利関係者からの同意の取得、経営管理集約計画の策定とその管理権の設定を行い、実際の施業が開始されることとなります。以後、この作業を繰り返し、長期にわたって森林整備に取り組むこととなります。これら作業では専門的で多岐にわたる事務作業が必要なことから、体制の整備と、そして強化と人材の育成に尽力していきたいと考えております。

現状を考えたときには、これらの推進体制には不安がありますが、当面、平成31年度は臨時職員1名を雇用することとしております。

また、事務執行の一部を業務委託として考えており、受け皿となる事業体の体制整備を含め円滑に推進できるよう、今後も事業の進捗（しんちよく）に合わせ連携強化と体制の強化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今の課長の中で、この事務処理、それからいろいろなその作業構造、いろいろな部分を考えてときに、不安な部分もあると。しかしながら、この事業は進めていかなくてはならない事業なんです。

午前中の浅野議員の質問の中でも、今、課長からもありましたように副町長もですね、新規事業がそれぞれの課にあると。その正職員だけでなくいろんな部分、経理も要ることやから臨時職員でいろんな部分を委託してやっていくとか、そういう話があったと思ったんで。今、課長の中でも、あっさり言えば臨時職員で対応していくという考え方だと思っております。

これ非常に大事にしていけないかんののは、この現状のままでの職員の配置体制では、私は取り組みは不十分だと思います。これ結果としてですね、今、以前から地籍調査の推進について同僚議員から何度となく一般質問があって、あった中で考えても、非常にこの地籍調査の事業が私の町は進んでないと言っても過言ではないと思います。これ、あんまり比較するのもどうかも分かりませんが、隣の四万十町はうちの面積の約3倍はあるんじゃないかと思えますけれども、もう地籍調査の終了面積は約80パーセント。そして私たちの町は終了面積が20パーセント。これぐらいの差があるんですね。この事業をするときに、地籍調査が終わっている市町村は、取り組みがどんどんどんどん早いと思うんですね。今課長が言われたように作業がいろいろありますので、影響調査や対象地域の境界決定などしていけないかわけですので。そういう状況下であって、それができてるところはどんどん前へ進んでいく。うちはまだ下、まあ下言ったらおかしいけど、その点遅れているんですね。同じようにスタートをするのであれば、そういうところが見えませんがこれを置くんですね、相当格段の差がついてくると思われるんですね。そのへんを考えたときに、やっぱり私からすればですね、ほんとの正職員をそこへ配属して、その業務の流れを把握し、そして仕事の中では相当これ責任感がある仕事なんですねこの臨時的職員の方にその責任を持ってもらうことも一つの方法かも知れませんが、時と年代は流れていきますので、人は変わっていきますので、そういう一番の基礎調査のときに、やはりどんと職員が座ってその業務を遂行するというのが、私は本来の姿と思うわけです。いろいろ、財政事情とか職員の枠組みとかいろいろあると思えますけれども、この新しい事業のスタートを切るときに新しい気持ちを持ってやらないと、ただ継続性だけで仕事をやっていくと、遅れは必然的に出てくると思うんです。やっぱりそのあたりはですね、いろいろうんとかうきめ細かな精査をしていただいて考えていってほしいし、そういう取り組みをぜひですねしていただきたい。

今、課長が言いましたように、今年から1,100万ですかね交付金で来るわけですね。3年か4年来るわけで、その後は1,650万ですかね、その後が2,200万ぐらい、4年か5年のスパンで入ってくるわけですので、そのお金はそこに純粋な気持ちで投入するというぐらいの考え方をしてもらいたいと思うわけですが、その点は町長、変えませんか。

よろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

まず、現在の譲与税、それから移行される環境税、こちらについてはですね、使途も、譲与税の方はもちろん自由度が高いんですけども環境税になりますとやはり過重課税になっていますので、国民に対する説明責任がということで、林野庁の方も、それから県の方も非常に慎重になっておりまして、使途は割とこう限られてくると思えます。もちろん、この今回の森林経営管理法に基づいた使途に全額を投入したと、間違いなく財政措置としてはこういうことになります。ただ、人員配置についてはですねタイミングもございます。

今回ですね、先ほど課長が答弁しましたあの2点についてクローズアップされて、新たな仕組みを作るんですけども、これいづれもですね計画策定だけをすれば良いというものではなくて、全てに施業が伴うことになっています。今、林業振興で事業計画協議の中で一番主たる論点になるのは、施業班の所得向上。これなぜかと申しますと、現行の施業班の所得向上施策をしっかりと打つことで経済的に魅力ある職場をつくり上げて、その魅力として感じていただける方にさらに森林組合に来ていただいて、そして施業班を拡大していくと。その拡大していった施業班が結果としてその施業範囲が広がっていくわけですから、それをもって森林の管理に

努めましょうということです。つまり、計画策定をして今の現行のままの施業班の数と人員でやっていこうとするとですね、結果、初期の目的は達成できないということになります。

従って、いかにこの施業班の所得向上の施策を打っていくのか。そういったことがこれまで、今回でも提案させていただいておりますけれども、どこにその所得抑制の要因があるのか、あるいは隘路があるのか。どこを解消すれば円滑な施業が組めて、そして結果として所得向上につながるのか。そういったところを森林組合あるいは実際に施業をされている方との協議の上で、ここに打たなければならないというのが、例えば高性能林業機械への補助でありますとか、あるいは次に大きなテーマとして出てくるのは、やっぱり路網です。搬送効率が全然違うわけですから。

従ってですね、今回新たなテーマとしてクローズアップされたところもしっかりとやっていきますが、これまで課題として残されたところもしっかりと手だてを加えて、施業班の拡充と、それから施業範囲、面積の拡大を図っていかないと、結果としてこの森林経営管理法の趣旨に沿った所期の目的は達成できないと。このようになりますので、そのタイミングは、しっかりと森林組合とお話しをさせていただきながら、組みさせていただきたいと思っています。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

今、町長の方から施業の在り方についてお話があったわけですが。

もう一つ私、考えていかなきゃならないのは、今、私どものこの林業振興という部分のその施業に関するとは、ある部分、委託先が森林組合が主だったものになってると思いますが、今後やっぱり森林組合が主体となって、その枝葉の部分、これ民間活用と言いますが、民間業者とか、今その林業に所属していろんな班で仕事をしていると。そういう方が自らがその費用感覚を持ってやるとか、そういう、森林組合を主としてその枝葉となってそういういろいろな班ができていて、この事業に取り組んでいけば効率も良くなるし。今町長からありましたように、この所得の向上というのはそこらあたりだと思うんです。やっぱり自ら責任を持って、自らその作業に培っていく。そしてそこに所得を求めていく。それがやりがいの職場であり、確定されたものになってくると思いますので。ぜひですねそのあたりも、やはり林業の仕事は森林組合やと、委託先が全部。そういうことじゃなしに、もうちょっとこう物事を広げて考えるような施策も今後変えていかないとこの問題は浸透していかないと思いますので、その点をひとつお願いをしておきまして、次の質問に移ります。

カッコ4の観光の振興について質問を致します。

高知県は、第3期産業振興計画における4年後の目標としている県外観光客入り込み数435万人の達成のために、これまでに取り組んできた歴史、食を生かした観光を引き続き推進する。これはですね、2月の段階でもう441万人に達成をしているようです。

そして、今年の2月1日から来年の12月末までを期間として、新たにリョーマの休日、自然体験型観光キャンペーンがスタート致しました。県内の歴史や食に加え、自然の恵みを生かした県外からの観光客の誘致が注目を浴び、市町村等の新たな経済効果を生む仕組みづくりに期待が持たれています。

黒潮においても、豊かな自然環境である海、山、川を生かした中山間地域での付加価値創造を促す仕組みづくりの取り組み、また、増加傾向にあるスポーツツーリズムや滞在、体験型メニューという新たな価値観を求めた誘致活動を展開することにより、一層の交流人口の拡大に期待が持たれます。

県の自然体験型観光キャンペーンを通じて本町の自然体験型の観光基盤のレベルアップを図ることが望まれるところでありますが、このことへの施策は何か計画をされていないのか。

その点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の1、産業振興についてのうちカッコ4、観光業の振興についてマル1、本町の自然観光型観光への受け入れ体制についてのご質問にお答え致します。

高知県では、平成29年3月4日から平成31年1月31日まで開催した志国高知幕末維新博に引き続き、平成31年2月1日から平成32年12月31日までの期間をリョーマの休日、自然アンド体験キャンペーンとして、これまでこれまで取り組んできた歴史や食を生かした環境振興を引き続き推進するとともに、高知ならではの手付かずの自然景観や、それらを生かしたアクティビティーから地域の生活文化体験まで、幅広い自然体験型の観光基盤を磨き上げ、多くの誘客につなげるとともに、持続可能な観光振興につなげることを目的として取り組みの展開を行うこととしております。

本町においては、効果的に事業を展開するためキャンペーンを実施するために拡充されました高知県観光拠点等整備事業費補助金を活用し、黒潮町観光基本構想を策定致しました。黒潮町観光基本構想では、現状と課題分析を行い基本方針を立て、誘客コンセプト、ターゲット、エリアを設定し、観光推進戦略を明確にしております。

観光推進戦略は、戦略1として観光地域づくりの推進。戦略2、地域資源の商品化。戦略3、プロモーションの強化。戦略4、周遊の促進としております。この観光推進戦略の実行に際しては、地域DMO登録法人であるNPO砂浜美術館、および多様な事業者で構成される黒潮町観光ネットワークの機能と実働力を強化し、町と今まで以上に強力な連携体制を構築することが不可欠となっております。

来年度当初予算にこの関連予算を提案しております。お認めいただけましたら、本町の自然体験型観光への受け入れ体制につきましては、このNPO砂浜美術館のDMO機能と黒潮町観光ネットワークの事務局機能の強化を図り事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

積極的な取り組みが目に見えてきました。町と砂浜美術館、そして黒潮観光ネットワーク、この三者一体となって、今後この自然型体験滞在観光についてもですぬ強力な体制で取り組んでいただきたいと思います。

それでは続きまして、大きい2の人口減少対策について。カッコ1、移住促進の支援について質問を致します。

本町の人口も1980年代から減少傾向にあり、今年の2月末段階ではですぬ1万1,110人となっております。この要因は、バブル経済期における都市部への人口集中や、主要産業であります第一次産業の衰退による後継者不足、そして高齢化や転出超過である人口移住などが挙げられます。

このような現状を踏まえて、人口に影響を与える自然増加および社会増減の原因を究明して人口減少に歯止めをかける取り組みとして黒潮総合戦略を策定し、地域特性を生かした戦略が盛り込まれ、その中で体制の充実に取り組まれているところであります。

高知県の実態調査によると、2017年度には816組で1,198人の方が移住しており、今年度の目標であった900名についても年度末には達成可能数字となっているようです。このときの高知県移住促進課の調査によるとで

すね、移住先は高知市が 193 組で 302 人で最も多く、2 番目に黒潮が 80 組 108 人、そして 3 番目に四万十町 65 組 88 人となっていました。これは、黒潮に住んでみたいという本来の自然や子育て環境などに魅力と関心が持たれている表れだと思われま

すが、移住希望者獲得に向けた取り組みの効果が顕著に見えてきており、担当課の苦労や努力に対して評価するの
ものでありますが、ここでまず始めにお聞きしたいのは、移住された方の 80 組 108 人のこの数字についてど
のような形で把握されているのか。また、この算出根拠がどのような形であるのか。

この点を教えていただきたいと思

議長（山崎正男君）

質問の途中ですが、本日の会議は都合により延長します。

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは中島議員の一般質問の 2、人口減少対策についてのカッコ 1、移住促進の支援についての高知県の実
態調査の数値根拠と今年度の移住者見込み数、また取り組みへの課題につきまして、通告書に基づきお答え致
します。

移住実績の算出につきましては、黒潮町へ転入をされた方々のうち、窓口でのアンケートを基に県外から移
住をされた方として把握したものを高知県へ報告しております。報告に当たりまして県が示しました移住者の
定義としましては、住み続ける意思を持って県外から県内に生活の拠点を移すこと、通勤や進学については移
住に含めないこととなっております。以上のように算出方法につきましては県から留意事項が示されてお

りまして、その留意事項に沿ったものとなっております。
次に、今年度の移住の見込みについてですが、平成 31 年度 2 月末時点での県外からの移住実績は 80 組、114
人となっております。昨年

の同時期は 61 組 80 人ですので、比較しまして 19 組 34 人の増となっております。
移住の状況としましては増加傾向にあると考えておりますので、今後も社会増減の均衡を目標に取り組みを進
めていきたいと考えております。

取り組みの課題についてですが、空き家活用をメインとした住居施策や、先ほど申し上げたような一定の成
果を挙げている状況にあると認識しております。そのため、空き家バンクにてご紹介できる物件を増加させる
ことで移住を希望される方々のニーズにマッチングする機会を増やし移住者数の増加を図ってまいりたいと
考えております。

今後も引き続き、空き家活用施策の周知、広報をし、所有者の皆さまのご理解を得ながら空き家バンクへの
掲載物件の数を増加させていくとともに、老朽化や荷物が課題となる物件につきましては空き家修繕補修事業
や定住促進住宅事業などを活用して、物件の質の向上を図ることで住居施策の質と量を充実させていき

たいと
考えております。
以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

今室長からありましたように、これちょっと私の考え方なのですが、移住者の住居把握のためということで、
転入窓口アンケートの調査実施、これを基礎にしようという話だったのですが、この業務報告書の平成 29 年度
を見てみますと、転入者が 307 人でアンケートの回答した方が 222 人、回答率が 72 パーセントになっていま
す。

これをまあ基礎ベースにして算出されたという、そういう理解でかまんわけですか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

議員がおっしゃられてましたように、現在窓口で行っているアンケートについて、それを基に県外ということ把握しまして集計をしております。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

分かりました。

そしたらですね、回答率が今 72 パーセントでありましたので、回答してない方が 28 パーセントおるわけですが。この中でも、県外の方が含まれているという可能性はあるわけですか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

回答率が 72 パーセントですので、未回収の分につきましては県外から来られた方も入っている可能性はございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

平成 30 年度についても 80 組で 114 人ということですので、ほんとにこの取り組みの積極性が見えるところでございます。

それでは続きまして、カッコ 2 の定住促進住宅について質問を致します。

本町は移住促進の一つとして、子育て世帯を中心とした定住人口の増加によるコミュニティーの活性化、および地域振興を図るために定住促進住宅を設置しています。この内容はですね、町長が町内の空き家を借り上げて、この家は今後住む予定がない所でございますが。その借り上げ期間が 10 年間。そして賃借料が、住宅と土地の足した分の固定資産税相当額。そして住宅の回収と致しまして、耐震、トイレの水洗化、その他の修繕がされることになっております。この住宅については、平成 29 年度までに 7 戸が設置されていると思われ

ます。それをですね、1 戸当たり改修費は大体平均で 1,000 万円弱程度になってはいますが、この現段階ですね、この 7 戸の入居状況はどうなっているのか。

その点についてお聞き致します。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは中島議員の一般質問の2、人口減少対策についてのカッコ2、定住促進住宅についての入居状況および設備状況について、通告書に基づきお答え致します。

黒潮町定住促進住宅は、町への居住、移住を促進し、子育て世帯を中心とした定住人口の増加によるコミュニティの活性化および地域振興を図ることを目的に、平成29年度から整備を始め、本年度から入居を公募している物件でございます。

現在、整備が完了しております物件は7件ありまして、全ての物件で公募を行い、現在までに6件が入居済み、または入居見込みの状況となっております。

本年度の整備につきましては4件を施工中でありまして、3月末の完成を予定しております。この4件につきましても、次年度に入居者公募を行っていく予定でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

質問より先に回答が早いので、ちょっとこうやりにくいんですけど。

今ありましたように、平成29年度に今7戸設置されて、入居見込みが6件言いましたかね。で、1戸まだ、全くその入居してないと思うんですね。

その今現実に、入居見込みは3月31日までに入居するというわけですか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

この6件の組は、3月末までには入居していただけるというふうに確認しております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

分かりました。

それで、1件まだそのまま残っているんですが、これ大事にしていけないかんのは私が今言いましたように、なかなか需要と供給の関係って上手いことセッティングできないこともあるかも分かりませんが、借入期間が10年なんですね。だから、去年の3月ごろにできたこの定住促進の住宅は1年そのままになっとなりますので、残り9年しかない理屈なと思うんですね。

なかなかこの難しい問題だと思いますけれども、せっかく町がそこに向けて経費を投入してやってもいたものが、一番ベターなのは、まあ10年間の期限があったらいいがですけども。そういうような形で9年が、まあ今回1戸だけですのでその点はいいわけですけど、10年が9年になったり8年になったりしていくと、やっぱりそこには課題が見えてくると思うんです。その空き家の立地条件とかいろんな部分で。

やっぱりそのへんはですね、精査をされていますか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答えします。

立地につきましてはある程度条件を基にしておりまして、また、町内をできる限りはばらけてやりたいというふうに考えております。

また、土砂災害等のレッドゾーンにつきましても、できる限りは避けまして安全を期して造っていききたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

そしたらですね、今、多分回答、答弁をまろうたと思うがですけども。平成 30 年の当初予算においてもこの住宅整備に、工事の方に 1 億 2,000 万、そして設計管理に 1,800 万。合計で 1 億 3,800 万の予算計上をしております、今 4 件が完成しているというようなお話があったと思うんですが、この予算計上から見たら 10 戸から 12 戸ぐらいは回収可能というか、そのセッティングができるがじゃないろうかというような理解をしているんですが。

やはり、そこには何らかの問題があるわけですか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答えします。

やはり、物件がまずなかなか見つからないということがございます。なかなか条件が合わずにですね、その物件を探すこと自体が今、少し難しいと。

やはり条件がございまして。予算もございまして、いざ見つけたときには 800 万円を超えそうな、かなり老朽化したものや、いざ見つけてきて交渉に行きますと、所有者さまがこちらにいらっしやらないとかいうことございまして、なかなか進まないのが現状でございますが。

その中でも、やはりだんだんと浸透してきまして協力してくれる方も増えてまいりましたので、今後もなお一層ご理解をいただきながらですね、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

担当者の方の苦勞がもう目に見えるわけですけども。

まだ、今回の平成 30 年の当初予算にもですね、同じように 1 億 4,000 万ぐらいの予算が設計管理と工事に組まれて、大体 15 戸ぐらいの見込みという話でございましたけれども。やっぱりこの枠組みを取るということをもこれ大事なことかと思っておりますけれども、やはり平成 30 年でも今のところ 4 戸、まだ若干残っちゃう。そして平成 30 年度に予算枠も取ってるということでもありますので、理屈は分からんわけではないですけども、そのへんがですね、やっぱり予算計上とともに歩みができるようなこの改修工事というのができていけばなあと、そういうところも思うところでもあります。

それでは、もう一つお聞きを致します。

移住を決めた人が気に入った家を探し生活環境を整えるには、ある程度のこの時間が必要とされます。先ほども話したように、空き家の働く場の確保などへの不安を持つ中では、住環境を共にする地域を知ってもらうことが大切だと思っております。市町村によっては、短期間滞在できるようお試し滞在施設の整備がされておりまして、この効果が移住者の増加につながっているとも聞いておりますが、黒潮ではこのような施設はないと思っておりますが、整備する考えはありませんか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問にお答え致します。

お試し在宅施設につきましては、移住を検討される方に一定期間町内で実際に滞在していただき、環境や雰囲気を知っていただくことで、移住をより深く考えていただくための有効な施設ととらえております。現在、町内には最長1年以内という期間で入居できる黒潮町移住者支援住宅が1軒ございますが、この施設は町内に移住された方が一時的に住みつつ仕事や住居を探すための施設であり、短期滞在を目的とするお試し滞在施設とは少し系統が異なります。

短期滞在のご相談は年間に1、2件程度でございまして、その際には、町公式ホームページを通じましてその方のニーズに合わせた民間宿泊施設のご紹介をさせていただいたりしております。また、宿泊事業を行っている集落活動センターにて一定期間の連泊に対応する短期滞在プランというものを作っておりますので、そちらのご案内などで対応させていただいております。

集落活動センターはその地域の方々が集まる場所となっております、ご利用いただいた際には周辺の環境面だけでなく地域の方々と直接コミュニケーションできることも、お試し滞在における強み、利点として考えております。

現在、お試し滞在施設といった専用の施設の整備はございませんが、現状でも既存の施設を活用し町内でお試し滞在をすることは可能だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

短期滞在できる施設が1カ所ありますわね。

それと、これ先にも言いましたように、県下ではもう20市町村で64個ぐらいあるんですね。やっぱりその聞いてみると、なかなかこの移住希望者の最初のステップや地域を知ってもらうということがうんと大事だと。そのためには、このお試し住宅がですね、滞在施設が非常に効力を発しているというお話を聞いたわけですが。地域を知るのは集落活動センターなんかがあれば、コミュニケーション取っている個人の対話より地域の人全体とそういういろんな話ができるから有効で、物事を知るのに効果的だと思うんですね。

この黒潮全体を見たときに、集落活動センターが今6カ所くらいありますか。その範疇（はんちゅう）ならそれでいいかも分かりませんが、この住宅というのはいろいろな部分で町内、いろんな所へ向いてこう点在した形になってくると思うんですが、その点のあたりはどのようにお考えですか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問の方にお答え致します。

今のところはですね、先ほど申しましたように、今ある施設で対応していきたいと。ニーズの方も年間1、2件ということでございます。まあそういったこともあります。

ただ、今後お問い合わせの状況に留意しまして、移住希望者のニーズがそこに発生し、それが有効に使えるということになれば、さらなる新しい施設の検討も含めてですね、整備を含めて考えていきたいというふうに思います。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

どうも室長、丁寧な回答をいただきましてありがとうございました。

ぜひですね、これから先もこの移住促進、この住宅等にもいろいろと多方面にわたってお力添えをさせていただいて、積極的な姿勢で取り組んでいただけることをお願いしておきます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 17時 13分